

学 則 ・ 諸 規 程

1. 埼玉工業大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉工業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成することに努め、もって人類の平和と福祉に貢献し、かつ、我が国の文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

2 本学は、学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に学部規程で定め、公表する。

第2章 構成

(組織)

第2条 本学に次の組織を置く。

大学院工学研究科

博士前期課程 システム工学専攻 電子工学専攻 応用化学専攻

博士後期課程 システム工学専攻 物質科学工学専攻

大学院人間社会研究科

修士課程 情報社会専攻

心理学専攻

工学部

機械工学科 生命環境化学科 情報システム学科 ヒューマン・ロボット学科

人間社会学部

情報社会学科 心理学科

2 大学院については、埼玉工業大学大学院学則を別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第3条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

工学部

学 科	入学定員	収容定員
機械工学科	60名	240名
生命環境化学科	80名	320名
情報システム学科	110名	440名
ヒューマン・ロボット学科	60名	240名
計	310名	1,240名

人間社会学部

学 科	入学定員	収容定員
情報社会学科	110名	440名
心理学科	80名	320名
計	190名	760名

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第4条 修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、8年を超えることはできない。

第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、これを次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年の3月31日まで

ただし、必要があるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することがある。

(授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

三 創立記念日 1月10日

四 春期休業日 3月20日から3月31日まで

五 夏期休業日 8月8日から9月11日まで

六 冬期休業日 12月27日から翌年1月4日まで

ただし、特別の必要があるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 工学部又は人間社会学部(以下「学部」という。)の各学科における授業科目及び単位数は、埼玉工業大学工学部規程(以下「工学部規程」という。)又は埼玉工業大学人間社会学部規程(以下「人間社会学部規程」という。)の定めるところによる。

(授業の方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 工学部長又は人間社会学部長(以下「学部長」という。)は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第11条 前条に規定する授業科目の単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

三 卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与することとし、それらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修の方法)

第12条 学生は、授業科目を開講する当該学年又は学期の初めに、当該学年又は学期に履修する授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

2 前項の授業科目の届出は、原則として、1年を通じて50単位を超えない範囲内において、各学部が定めるものとする。

ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、当該学部長の許可を得て、その上限を超えて履修する授業科目の登録を認めることがある。

3 学生は、届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

4 本条に定めるもののほか、履修に関する事項は、別に定める。

第6章 試験及び成績

(単位の認定)

第13条 各授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、所定の単位を与えるものとする。ただし、第11条第3号の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第14条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲において当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(次条の規定により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生の単位認定)

第17条 学部長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するもの(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第13条の規定を準用する。

(試験)

第18条 試験は、筆記試験、口述試問、論文その他とし、その方法については、各授業科目の担当教員が、これを定める。

(試験の時期)

第19条 試験は、毎学年末又は毎学期末に行う。

2 前項の定期試験のほかに、臨時に試験を行うことがある。

(追試験及び再試験)

第20条 追試験及び再試験は、次の各項に掲げる者を対象として、工学部規程又は人間社会学部規程の定めるところにより行うことがある。

2 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した者を対象とする。

3 再試験は、試験の結果、単位を認定されなかった者を対象とする。

(成績)

第21条 試験の成績は、優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする。

2 学生が、他の大学等における授業科目の履修において修得した成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

第7章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第22条 本学を卒業するための要件は、4年以上在学し、この学則及び附属規程の定めに基づいて、所定の授業科目のうちから124単位以上を修得しなければならない。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として、前項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、当該学部教授会（以下「教授会」という。）の議に基づき、その卒業を認めることがある。

3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（学位記の授与）

第23条 前条の規定により、所定の単位を修得した者には、学位記を授与する。

（学士の学位の授与）

第24条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位には専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 一 | 工学部を卒業した者 | 工学 |
| 二 | 人間社会学部情報社会学科を卒業した者 | 教養学 |
| 三 | 人間社会学部心理学科を卒業した者 | 心理学 |

第8章 入学、再入学、転入学、編入学、転学、休学及び退学等

（入学時期）

第25条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、当該学部の教授会の議を経て、10月に入学させることができる。

（入学資格）

第26条 本学に入学の資格ある者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願）

第27条 入学志願者は、指定日までに本学所定の入学願書、出身高等学校の最終3年間の学業成績等を記載した調査書に、所定の入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 高等学校卒業業者以外の入学志願者は、本学の指定する入学資格を証明するに足る書類をもって前項の調査書に代えることができる。

（入学試験）

第28条 学長は、入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 出身高等学校長の推薦する入学志願者に対する入学試験はその一部を省略することがある。

3 外国人留学生又は帰国子女に対する入学試験は、それぞれの状況に応じて行う。

4 本条に定めるもののほか、入学試験に必要な事項は、その都度公示する。

（入学手続）

第29条 試験に合格した者は、指定された期日までに、別に定める入学手続要項に基づく書類を提出し、入学手続を行わなければならない。

2 正当な理由がなく、前項の手続を行わない者は、入学を許可しない。

(保証人)

第30条 前条の誓約書には、保証人2名の連署を必要とする。

2 第1保証人は、父母又はこれに準ずる者とし、第2保証人は、成人の者で、かつ、独立の生計を営み、確実に保証人としての責務を果し得る者とする。

(保証人の責務)

第31条 保証人は、入学を許可された者の誓約の履行に関し、保証するものとし、学生の在学中一切の責任を負わなければならない。

(保証人の変更)

第32条 保証人が死亡し、又はその他の事由で、その責務を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(保証人の異動)

第33条 保証人の住所変更その他異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(再入学)

第34条 退学を申し出て許可された者が、再入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。ただし、第54条第4号に定める行方不明の場合を除き、懲戒により退学した者又は除籍された者については、この限りでない。

2 再入学者の在学年数は、既に履修した授業科目、単位数及び在学期間等を考慮して、これを定める。

(転入学)

第35条 他の大学から本学に転入学を志願する者に対しては、選考の上、当該他大学において履修した授業科目及び単位数について、その一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として認定し、相当の学年に転入学させることがある。

2 転入学者の在学年数は、既に履修した授業科目及び在学期間等を考慮してこれを定める。

(編入学)

第36条 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業し、又は専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了し、本学に編入学を志願する者に対しては、前条の第1項の規定を準用し、選考の上、本学の相当学年に編入学を許可することがある。

2 編入学者の在学年数は、前条第2項の規定を準用する。

(転学)

第37条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の上、願い出なければならない。

(転学部及び転学科)

第38条 専攻する学部又は学科の変更を願い出る学生には、別に定めるところによりこれを許可することがある。

(休学)

第39条 病気その他やむを得ない事由で、引き続き2か月以上学修できない者は、その事由を記し、保証人連署で願い出の上、休学の許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 健康上、学修することが不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

4 休学の期間は、卒業要件としての在学年数に加算しない。

(休学期間)

第40条 休学期間は、1年以下とする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き1年以内に限って、休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(復学)

第41条 休学者の復学する時期は、毎学期初めとする。ただし、休学の事由が消滅したときは、休学期間を中

断して復学することができる。

2 休学者が復学するときは、その事由を記し、保証人連署で願い出なければならない。

(退学)

第42条 病気その他の事由により退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署で願い出なければならない。

第9章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金

(入学検定料)

第43条 本学に入学を志願する者は、別表Ⅰに掲げる入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる事由によっても返還しない。

(入学金)

第44条 入学金は、別表Ⅰに掲げるとおりとする。

2 既納の入学金は、別に定めるもののほか、いかなる事由によっても返還しない。

(学費)

第45条 授業料その他の学費は、別表Ⅰに掲げるとおりとする。

2 既納の学費は、別に定めあるもののほか、いかなる事由によっても返還しない。

(学費の納入期日)

第46条 学費は、毎学年の所定の期日までに、その年額を納付しなければならない。

2 授業料は、願い出により2期に分納することができる。

(休学者の学費)

第47条 休学者の学費は、別に定めるところにより、その一部を免除することがある。

(退学者の学費)

第48条 退学する者は、退学する日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。

(転学者の学費)

第49条 転学する者は、転学する前日の属する学期分の授業料その他の学費を納付しなければならない。

(停学者の学費)

第50条 停学中の学生は、その期間中といえども、授業料その他の学費を納付しなければならない。

(再試験の受験料)

第51条 再試験を受けようとする者は、所定の受験料を納付しなければならない。

第10章 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、学生が次の各号の一に該当すると認めたときは、これを表彰することがある。

- 一 人物・学業ともに優秀で他の学生の模範とするに足る者
- 二 善行特に顕著な者
- 三 本学の名声を高める行為があった者

(懲戒)

第53条 学長は、学生が本学の定める諸規定に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、懲戒を行う。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 前項に準ずる者で、より軽微な者は、その程度に応じ、停学又は訓告とする。
- 5 懲戒は、教授会の議に基づき、学長が決定する。

第11章 除籍

(除籍)

第54条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、除籍する。

- 一 正当の事由なく、所定の納付金の納付を怠った者
- 二 正当の事由なく、履修届を提出しない者
- 三 規定の在学年数を超えた者
- 四 死亡又は行方不明の届け出があった者

第12章 職員組織

(職員)

第55条 各学部に応じた職員を置く。

学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他の職員

(教育職員の職務)

第56条 教育職員の職務は、学校教育法の定めるところによる。

第13章 教授会

(教授会)

第57条 各学部に必要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学長又は副学長が行う。
この場合において、学部長の代行者がいるときは、この限りでない。
- 3 学部長は、教授会構成員の3分の2以上から、議題が提示され要求されたときは、要求のあった日から7日以内に教授会を招集しなければならない。
- 4 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。
- 5 議事は、出席した教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、教授会構成員の3分の2以上の賛同があったときは、当該事項について、前3項の規定と異なった手続により、議事を行うことができる。

(教授会の構成)

第58条 教授会は、教授をもって構成する。

- 2 教授会は、准教授又は講師を加えることができる。
- 3 教授会は、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(教授会の審議事項)

第59条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 当該学部の教授、准教授、講師、助教又は助手の人事に関する事項
- 二 この学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- 三 当該学部の教育課程及び授業に関する事項
- 四 当該学部の学生の入学・退学・転学・休学・除籍・卒業等学籍に関する事項
- 五 当該学部の学生の賞罰に関する事項
- 六 当該学部の学生の厚生補導に関する事項
- 七 当該学部の教員の研究等に関する事項
- 八 その他当該学部の教育及び研究に関して学部長の諮問した事項

第14章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生の授業科目の履修)

第60条 学部長は、第26条に定める入学資格を有する者と同等以上のものから、学部の授業科目の一部を履修する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、科目等履修生として授業科目の履修を許可する。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第61条 学長は、学校教育法第52条に定める大学を卒業した者又は大学を卒業した者と同等以上のものから、学部において特定の事項について研究する願い出があったときは、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第62条 科目等履修生又は研究生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

2 科目等履修生及び研究生の納付金は、別表Ⅱに示すとおりとする。

第15章 外国人留学生

(外国人留学生)

第63条 日本国籍以外の国籍を有する者で、教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの（以下「外国人留学生」という。）が、本学に留学を願い出たときは、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(学則の準用)

第64条 外国人留学生に対しては、別段の定めのある場合を除き、この学則を準用する。

第16章 教員の免許状

(教員の免許状)

第65条 教育職員免許状を取得しようとする学生は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科に関する授業科目及び教職に関する授業科目の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第66条 開設する授業科目、単位数及び履修に関する事項は、各学部規程で定める。

(教職授業料)

第67条 教職授業料は、別表Ⅰに示すとおりとする。

(免許状の種類)

第68条 第65条及び第66条の所要条件を満たした卒業者が取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

工学部

機械工学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	技術
	高等学校教諭1種免許状	工業
生命環境化学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	理科
	高等学校教諭1種免許状	理科
情報システム学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	数学
	中学校教諭1種免許状	技術
	高等学校教諭1種免許状	数学
	高等学校教諭1種免許状	情報
データ学科を卒業した者	高等学校教諭1種免許状	工業
	中学校教諭1種免許状	技術
	高等学校教諭1種免許状	工業

人間社会学部

情報社会学科を卒業した者	中学校教諭1種免許状	社会
	高等学校教諭1種免許状	地歴
	高等学校教諭1種免許状	公民
	高等学校教諭1種免許状	情報
心理学科を卒業した者	高等学校教諭1種免許状	公民

第17章 学則の変更

(学則の変更)

第69条 この学則の変更は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附則 この学則は、昭和51年4月1日から施行する

附則 この学則は、昭和51年11月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和52年10月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和54年12月5日から施行する。

附則 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和55年7月18日から施行する。

附則 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

ただし、第4条の総定員については本学則にかかわらず次のとおりとする。

	56年	57年	58年	59年
機械工学科	260名	280名	300名	320名
環境工学科	200名	240名	280名	320名
電子工学科	200名	240名	280名	320名
計	660名	760名	860名	960名

4年後本学則数にもどる。

附則 この学則は、昭和56年9月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和60年10月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第4条にかかわらず平成2年度から平成10年度までの入学定員は次のとおりとする。

学科	定員
機械工学科	100名
環境工学科	100名
電子工学科	100名
計	300名

附則 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成3年12月9日から施行する。

附則 1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第10条・第11条・第18条については、平成4年度以降の入学者に適用し、平成3年度以前の入学者は、なお従前の学則条項によるものとする。

2. 平成4年度から平成11年度までの入学定員は、本学則第4条及び平成2年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成4年度から平成10年度までの入学定員

機械工学科	160 名
環境工学科	160 名
電子工学科	160 名
計	480 名

(2) 平成11年度の入学定員

機械工学科	140 名
環境工学科	140 名
電子工学科	140 名
計	420 名

附則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第10条第2項の別表Ⅰについては、平成8年度以降の入学者に適用し、平成7年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2. 平成11年度の入学定員は、本学則第4条及び平成4年4月1日の附則にかかわらず、次のとおりとする。

機械工学科	160 名
応用化学科	160 名
電子工学科	160 名
計	480 名

3. 第10条第2項の別表Ⅰについては、平成11年度以降の入学者に適用し、平成10年度以前の入学者は従前のとおりとする。

附則 1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成12年度から平成15年度の入学定員及び平成12年度から平成18年度の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	12年度	13年度	14年度	15年度
機械工学科	152名	144名	136名	128名
応用化学科	152名	144名	136名	128名
電子工学科	152名	144名	136名	128名
計	456名	432名	408名	384名

収容定員

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
機械工学科	632名	616名	592名	560名	528名	504名	488名
応用化学科	632名	616名	592名	560名	528名	504名	488名
電子工学科	632名	616名	592名	560名	528名	504名	488名
計	1,896名	1,848名	1,776名	1,680名	1,584名	1,512名	1,464名

2. 第22条第2項については、平成12年度の入学者から適用する。

附則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第68条の理科教員免許状授与にかかる規定については、平成13年度以降の入学者に適用し、平成12年度以前の入学者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学学部等の課程認定の経過措置に該当する場合を除き、従前のとおりとする。

附則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成14年度から平成16年度の工学部の入学定員及び平成14年度から平成19年度の工学部の収容定員は、次のとおりとする。

入学定員

	14年度	15年度	16年度
機械工学科	96名	88名	80名
応用化学科	96名	88名	80名
電子工学科	96名	88名	80名
情報工学科	80名	80名	80名
計	368名	344名	320名

収容定員

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
機械工学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
応用化学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
電子工学科	552名	480名	408名	344名	328名	320名
情報工学科	80名	160名	240名	320名	320名	320名
計	1,736名	1,600名	1,464名	1,352名	1,304名	1,280名

附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 第68条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学工学部応用化学科、電子工学科、情報工学科は、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第3条にかかわらず、平成21年度から平成24年度の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

工学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
機械工学科	260名	240名	240名	240名
生命環境化学科	240名	320名	320名	320名
情報システム学科	350名	460名	450名	440名
ヒューマン・ロボット学科	180名	240名	240名	240名
応用化学科	80名			
電子工学科	80名			
情報工学科	80名			
計	1,270名	1,260名	1,250名	1,240名

人間社会学部

	21年度	22年度	23年度	24年度
情報社会学科	475名	460名	450名	440名
心理学科	325名	320名	320名	320名
計	800名	780名	770名	760名

別表Ⅰ

納 付 金

1. 入学検定料 金 30,000円（平成2年度入学生より適用する）
 金 15,000円（大学入試センター試験の成績をもとに、入学を志願する者で、平成11年度入学者より適用する）
 金 10,000円（奨学生入学試験を受験する者で、平成19年度入学者より適用する）
2. 入学金及び学費

[工学部 機械工学科, 情報システム学科, ヒューマン・ロボット学科]

費 目		金 額	備 考
1	入 学 金	250,000円	入学時 平成4年度以降入学した学生に適用する。
2	学 費 (1) 授業料	1,210,000円	平成14年度以前に入学した学生に適用する。ただし、 年 額 3年目以降在学時から1,240,000円とする。
		1,290,000円	平成15年度以降入学した学生に適用する。ただし、 年 額 3年目以降在学時から1,320,000円とする。
	(2) 卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 平成4年度以降入学した学生に適用する。 ただし、情報システム学科、ヒューマン・ロボット学科の学生が卒業研究Ⅱのみ履修するときは、半 期当たり50,000円とする。

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在生にかかると同額とし、入学金の額は、新入学生にかかると同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在生にかかると同額とする。3年次に早期卒業科目の履修を許可された者は、3年次の授業料の他に卒業研究費を納付しなければならない。

[工学部 生命環境化学科]

費 目		金 額	備 考
1	入 学 金	250,000円	入学時 平成4年度以降入学した学生に適用する。
2	学 費 (1) 授業料	1,210,000円	平成14年度以前に入学した学生に適用する。ただし、 年 額 3年目以降在学時から1,240,000円とする。
		1,290,000円	平成15年度以降入学した学生に適用する。ただし、 年 額 3年目以降在学時から1,320,000円とする。
	(2) 卒業研究費	100,000円	卒業研究着手時 平成13年度以前入学した学生に適用する。

	(2) 調査研究・卒業研究費	100,000円	調査研究着手時 平成14年度以降入学した学生に適用する。 ただし、卒業研究のみ履修するときは、半期当り50,000円とする。
--	----------------	----------	---

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在生にかかる額と同額とする。

3年次に早期卒業科目の履修を許可された者は、3年次の授業料の他に調査研究・卒業研究費を納付しなければならない。

[人間社会学部 情報社会学科]

費 目		金 額	備 考
1	入 学 金	250,000円	入学時 平成14年度以降入学した学生に適用する。
2	学 費 授 業 料	1,140,000円	平成14年度以降入学した学生に適用する。ただし、 年 額 3年目以降在学時から1,170,000円とする。

[人間社会学部 心理学科]

費 目		金 額	備 考
1	入 学 金	250,000円	入学時 平成14年度以降入学した学生に適用する。
2	学 費 授 業 料	1,140,000円	平成14年度以降入学した学生に適用する。ただし、 年 額 2年目在学時は1,190,000円、3年目在学時以降は1,220,000円とする。

再入学者、転入学者又は編入学者の入学金及び学費の額は、当該再入学者、転入学者又は編入学者の属する学年の在生にかかる額と同額とし、入学金の額は、新入生にかかる額と同額とする。

転学部又は転学科者の学費の額は、当該転学部又は転学科者の属する学年の在生にかかる額と同額とする。

3. 教職授業料

[平成15年度以前の教職課程登録者]

費 目		金 額	備 考
1	受 講 料	10,000円	教職教育手続時（免許1教科）
		15,000円	教職教育手続時（免許2教科）
2	教育実習費	15,000円	履修年次 年額

[平成16～17年度の教職課程登録者]

費 目	金 額	備 考
教職授業料	25,000円	教職課程登録時（免許1教科）
	5,000円	免許教科を1教科追加時

[平成18年度～19年度の教職課程登録者]

費 目	金 額	備 考
教職授業料	25,000円	教職課程登録時（免許1教科）
	5,000円	同校種の免許教科を1教科追加時
	10,000円	別校種の免許を1免許追加時
	10,000円	中1種免登録者 3年次（介護等体験経費）

[平成20年度以降の教職課程登録者]

費 目	金 額	備 考
教職授業料	25,000円	教職課程登録時（免許1教科）
	5,000円	同校種の免許教科を1教科追加時
	10,000円	別校種の免許を1免許追加時
	10,000円	中1種免登録者 介護等体験申込時（介護等体験経費）

別表Ⅱ

研究生・科目等履修生納付金

- 1. 入学検定料 金 5,000円
- 2. 研 究 生

費 目		金 額	備 考
1	入 学 料	20,000円	入 学 時
2	学 費 授 業 料	20,000円	月 額

ただし、本学卒業生の場合は、入学科を免除する。

- 3. 科目等履修生

費 目		金 額	備 考
1	入 学 料	10,000円	入 学 時
2	学 費 授 業 料	5,000円	1 単 位

- 1. 本学卒業生の場合は、入学科を免除する。
- 2. 本学大学院工学研究科に在籍する学生が、研究指導教員の指示により、学部授業科目を履修するときは授業料を免除する。

2. 埼玉工業大学工学部規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学工学部（以下「工学部」という。）において定めると規定されている事項及び工学部において必要と認める事項について定める。

2 工学部における教育研究上の目的、教育課程、試験、入学及び卒業等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育組織)

第2条 工学部に次の学科を置く。

機械工学科

生命環境化学科

情報システム学科

ヒューマン・ロボット学科

2 生命環境化学科に化学技術コース及び生命環境化学コースを設ける。

3 情報システム学科にＩＴ（情報技術）コース及び電子情報コースを設ける。

4 ヒューマン・ロボット学科に新・知能ロボットコース及びシステム・デザインコースを設ける。

(教育研究上の目的)

第2条の2 工学部は、一般共通科目（一般教養科目及び外国語科目）、共通基礎科目（数学系科目及び理学系科目）、及び機械工学、生命環境化学、情報システム学、ヒューマン・ロボット学の各専門分野に関する教育・研究を通して、自ら学び、自ら考える習慣を身につけさせ、人間性が豊かなだけでなく倫理観をも兼ね備え、より良い社会の実現に貢献できる技術者の養成を目的とする。

2 機械工学科は、基礎理論から先端技術までの多くの知識を学習させ、科学と技術に対する理解力が飛躍的に増大させる教育を付与する。グローバル化が急速に進行し、創造力を発揮できる人材が要求される時代に対応するために、入学当初から実験・実習科目を配置し、少人数教育に重点を置き、「ものづくり」教育を通して、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

3 生命環境化学科は、化学及び生命科学の知識と技術を身につけ、人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献できる創造性豊かな人材の養成を目的とする。

生命環境化学科の各コースの目的は次のとおりとする。

一 化学技術コースは、化学を専門とした技術者としての素養と自覚、国際性、主体性、また専門に関して十分な基礎知識と応用能力を併せ持った人材の養成を目的とする。

二 生命環境化学コースは、化学と生命科学を基盤とする技術の創成に資する人材の養成を目指す。そのため、自ら考え判断する能力、科学技術のみならず総合的な思考力、判断力を身に付け、地球的視野に立つ人材の育成を目的とする。

4 情報システム学科は、情報システム工学の基礎から応用までの知識を幅広く修得させ、ＩＴ（情報技術）社会を支える新しい情報システムの創生を通して、人間性豊かな社会の創造に参加できる人材の養成を目的とする。

情報システム学科の各コースの目的は次のとおりとする。

一 ＩＴ（情報技術）コースは、コンピュータ、ネットワーク、ソフトウェア技術を駆使した幅広い視点からの情報システムの開発を通じて、快適で安全・安心な社会の創生をめざす人材の養成を目的とする。

二 電子情報コースは、先端的なデバイス・材料、回路、通信、デジタル情報技術を活かして柔軟で幅広い展開力から、高度で高信頼な社会システム基盤の確立をめざす人材の養成を目的とする。

5 ヒューマン・ロボット学科は、人と接しあう又は人が操作する機器におけるロボット技術の基礎的、応用的な知識を身に付け、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

ヒューマン・ロボット学科の各コースの目的は次のとおりとする。

一 新・知能ロボットコースは、「自然・生き物・人」が本来持つ知性と最先端の制御・情報・通信技術を駆使して持続性のある真に豊かな社会の創成をめざす人材の養成を目的とする。

二 システム・デザインコースは、人を中心にして設計開発する概念の教育・研究を通して、安全・安心な社会の創造をめざす人材の養成を目的とする。

第2条の3 工学部の機械工学科，生命環境化学科，情報システム学科及びヒューマン・ロボット学科の専門教育課程のほかに，基礎教育担当部局として基礎教育センターに工学部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は，一般共通科目及び共通基礎科目の教育を通して，人間性豊かな技術者の養成を目的とする学部教育を担うとともに，教職課程の教育も行うことを目的とする。

（学科・部会の長）

第3条 各学科に学科長を，部会に主任（以下総称して「学科長」という。）を置く。

2 学科長は，各学科又は部会の教授のうちから選出する。

3 学科長は，学科又は部会の事務を処理する。

4 学科長は，学科又は部会会議を招集し，議長となる。

5 学科長の任期は2年とする。ただし，学科長が任期中に欠けたときは，新たに選出し，その任期は，その前任者の残任期間とする。

6 学科長に事故あるときは，当該学科又は部会に属する先任の教授がその事務を代行する。ただし，教授の就任時期が同一のときは，年長者とする。

7 その他学科又は部会において必要な事項は，学科又は部会会議の議を経て，工学部長（以下「学部長」という。）が定める。

（学科長会議）

第4条 学部長のもとに学科長会議を置く。

2 学科長会議は，学部長の諮問に応じ，当該事項を審議する。

3 学部長は，学科長会議を招集し，議長となる。

4 学科長会議は，別に定める学科長会議の事務を行う。

（特別委員会）

第5条 学部長のもとに，次の特別委員会を置く。

一 人事委員会

二 自己点検・評価委員会

三 J A B E E 対策委員会

2 特別委員会は，学部長の諮問に応じ，当該事項を審議する。

3 学部長は，特別委員会を招集し，議長となる。ただし，学部長は，人事委員会については，教授のうちから，副委員長を指名し，その事務を代行させることができる。また，自己点検・評価委員会及びJ A B E E 対策委員会については，教授のうちから，委員長を指名し，その事務を代行させることができる。

4 学部長は，前各号のほか，常置の又は臨時的特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は，学部長が定める。

6 特別委員会の規程は別に定める。

（各種委員会）

第6条 工学部教授会（以下「教授会」という。）のもとに，次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 施設委員会

六 就職委員会

七 広報委員会

八 情報委員会

九 F D 委員会

2 各種委員会は，別に定める委員会の任務を行うとともに，学部長の諮問に応じ，当該事項を審議する。

3 学部長は，必要に応じ，前項の委員会について，埼玉工業大学大学院工学研究科規程及び人間社会研究科規程又は埼玉工業大学人間社会学部規程に定める委員会と提携して，又は工学部の代表者を当該委員会に派遣して，前項の委員会の任務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は，教授のうちから，学部長が指名する。

- 5 各種委員会の委員は、各学科又は部会に属する専任教員のうちから互選された者をもって構成する。
- 6 各種委員会、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の仕事を行わせることができる。
- 7 学部長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。
- 8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、学部長が定める。
- 9 各種委員会の議事は、構成員の過半数の出席を必要とし、委員の全員一致の賛同によって、議決されることを原則とする。ただし、採決を行うときは、出席者の3分の2をもって議決するものとする。前項ただし書きにおいて、採決が3分の2に至らなかった場合において、学部長が必要と認めるときは、議事にかかる議題を教授会に提案することができる。

(任命権者)

第7条 第3条、第5条及び第6条にかかわる任命は、次の各号のとおりとする。

- 一 学科長については、学部長、学長の推薦に基づき、理事長が行う。
- 二 特別委員会及び各種委員会の委員長については、学部長の推薦に基づき、学長が行う。
- 三 特別委員会及び各種委員会の副委員長及び委員については、学部長が行う。

(任期の特例)

第8条 学科長並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

(学年及び学期等)

第9条 学部長は、学則第25条ただし書きに掲げる学年及び同第6条ただし書きに掲げる学期について、特に必要と認めるときは、教授会の議を経て、定めることができる。

(授業期間及び休業日の特例)

第10条 学部長は、学則第7条に掲げる授業期間を変更し、又は同第8条ただし書きに掲げる臨時の休業日を設け、若しくは休業日に授業を行うときは、教授会の議を経て、定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、工学部学生便覧に明示する。

(教育課程)

第11条 技術者教育プログラムとして、次のプログラムを設ける。

「機械工学科」

生命環境化学科「化学技術コース」

これらのプログラムに含まれる授業科目及びその単位は、別表Ⅰの定めるところによる。

- 2 前項以外のプログラムとして、生命環境化学科「生命環境化学コース」を設ける。このプログラムに含まれる授業科目及びその単位は、別表Ⅱの定めるところによる。
- 3 情報システム学科のIT（情報技術）コース及び電子情報コースの授業科目及びその単位は、別表Ⅱの定めるところによる。
- 4 ヒューマン・ロボット学科の新・知能ロボットコース及びシステム・デザインコースの授業科目及びその単位は、別表Ⅱの定めるところによる。
- 5 いずれの場合も授業科目の内容及び履修方法については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(履修方法)

第12条 学生は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

- 2 履修登録が可能な単位数の上限は、年間50単位とする。ただし、教職課程の科目の単位は含めない。

(教育方法の特例)

第13条 学則第10条第2項に定める教育方法の特例については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(試験及び成績評価)

第14条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は実験報告書等により成績の評価を行う。

- 2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。
- 3 生命環境化学科、情報システム学科においては、前項の優の成績表示を、Aのほか90点以上をSとして

表示を行うことができる。

- 4 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、学部長が指名する教員が行う。
(追試験)

第15条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、学部長に追試験を願い出ることができる。

- 2 学部長は、前項の願い出があったときは、教授会の議を経て、追試験を行うものとする。
(再試験)

第16条 学生は、定期試験において、単位認定に必要な評価点に達しなかった科目について、学部長に再試験を願い出ることができる。

(卒業の要件)

第17条 工学部を卒業するための要件は、4年以上在学し、学則及び附属規程の定めに基づいて、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目のうちから124単位以上を修得しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として、前項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には教授会の議に基づき、その卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることがある。

- 3 前項に定める早期卒業の認定の基準は、別表Ⅲのとおりとする。ただし、国公立大学の大学院に入学を許可された者は、教授会の議に基づき、早期卒業を認めることがある。

(入学志願)

第18条 入学志願者は、学則第27条に基づく書類を提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第19条 入学志願者の選考は、学則第28条の定めるところにより、教授会の議を経て、学長が行う。

(再入学)

第20条 学長は、学則第34条の規定により、退学を願い出て許可された者又は同第54条第4号の行方不明の規定により除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願したときは、教授会の議を経て、再入学を許可することができる。

- 2 再入学者は、退学前に所属した学科に所属するものとする。
3 再入学を許可された者は、退学を許可された学年に再入学するものとする。ただし、進級判定に合格した者が年度末に退学を許可されたときは、この限りでない。
4 再入学者の在学期間は、学部において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学長が定める。
5 再入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(転入学)

第21条 学長は、学則第35条の規定により、他の大学から本学に転入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、転入学を許可することができる。

- 2 転入学を許可された者の転入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学長が定める。
3 転入学者の在学期間は、他大学において既に在籍した期間と合わせて8年を超えることができない。
4 転入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(編入学)

第22条 学長は、学則第36条の規定により、本学に編入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、編入学を許可することができる。

- 2 編入学を許可された者の編入学年は、他大学において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、教授会の議を経て、学長が定める。
3 編入学者の在学期間は、2年次編入者は6年、3年次編入者は4年を超えることができない。
4 編入学の手続きについては、学則第29条及び第30条の定めるところによる。

(転学)

第23条 学長は、他の大学へ転学を願い出た者に対しては、学則第37条の規定により、教授会の議を経て、退学を許可することができる。

(転学部及び転学科)

第24条 学部長は、学則第38条の規定により、転学部又は転学科を願い出た者に対しては、教育上支障のない限りにおいて、願い出のあった学科において選考の上、教授会の議を経て、転学部又は転学科を許可することがある。

(留学)

第25条 学則第39条の規定は、留学のために休学することを妨げない。ただし、休学の期間は、学則第40条の定めるところによる。

(休学)

第26条 学長は、学則第39条の規定により、休学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(復学)

第27条 学長は、学則第41条の規定により、復学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(退学)

第28条 学長は、学則第42条の規定により、退学を願い出た者に対しては、教授会の議を経て、これを許可する。

(科目等履修生)

第29条 学部長は、学則第60条の規定により、科目等履修生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、教授会の議を経て、授業科目の履修を許可することがある。

(研究生)

第30条 学長は、学則第61条の規定により、研究生を志願した者に対しては、学生の修学の妨げとならない限り、選考の上、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第31条 学長は、学則第63条の規定により、外国人留学生として入学を志願した者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、許可することがある。

(教職課程授業科目)

第32条 教職課程の授業科目及びその単位については、別表Ⅳの定めるところによる。ただし、授業科目の内容及び履修方法については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(工学部規程の変更)

第33条 この規程の変更は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附則 1. この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

2. 第17条第2項及び第3項については、平成12年度入学者から適用する。

附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年7月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

工学部規程の別表

別表Ⅰ

平成22年度(2010)以降の入学者に適用
機械工学科授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般 共通 科目	一般 教 養 科 目	文化論	2
		社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		スポーツ文化論	2
		生活健康科学	2
		言語文化論Ⅰ(中国)	2
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅱ(中国)	2
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅰ(フランス)	2
		言語文化論Ⅱ(フランス)	2
		経済学	2
		日本国憲法	2
		思想と宗教	2
		経営学	2
		心理学	2
		哲学	2
		科学技術史	2
		教育と社会	2
		ボランティアの研究	2
		体育実技Ⅰ	1
		体育実技Ⅱ	1
		△ 外国語ゼミ	1
	計		45
	外国 語 科 目	◎ 英語Ⅰ	1
		◎ 英語Ⅱ	1
		◎ 英語Ⅲ	1
		◎ 英語Ⅳ	1
		◎ 英語演習Ⅰ	1
		◎ 英語演習Ⅱ	1
		◎ 英語演習Ⅲ	1
	◎ 英語演習Ⅳ	1	
◎ コミュニケーション英語	2		
△ TOEIC初級Ⅰ	1		
△ TOEIC初級Ⅱ	1		
△ TOEIC中級Ⅰ	1		
△ TOEIC中級Ⅱ	1		
計		14	
合 計		71	

区分		必選	授業科目	単位	
共通 基礎 科目	数 学 系 科 目	◎	基礎線形代数	2	
		◎	基礎線形代数演習	2	
		◎	応用線形代数	2	
		◎	応用線形代数演習	2	
		◎	微分学	2	
		◎	微分学演習	2	
		◎	積分学	2	
		◎	積分学演習	2	
		◎	微分方程式	2	
		◎	確率統計学	2	
	計		複素関数論	2	
			ベクトル解析	2	
		計			24
		理 学 系 科 目	◎	基礎物理実験	2
	◎		物理学Ⅰ	2	
	◎		物理学Ⅱ	2	
	◎		化学Ⅰ	2	
	◎		化学Ⅱ	2	
	◎		基礎化学実験	2	
	◎		物理学演習Ⅰ	2	
	◎		物理学演習Ⅱ	2	
	◎		地球科学	2	
	◎		電磁気学	2	
	◎		量子力学	2	
	◎		生物学	2	
	◎		栽培 ※2	2	
	計			26	
合 計			50		

(注記1) 必選欄の○印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

区分	必選	授業科目	単位
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
	◎	材料力学Ⅰ	2
	◎	工業力学	2
	◎	熱力学Ⅰ	2
	◎	流体力学Ⅰ	2
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	計測工学	2
	◎	機械工学実習Ⅰ	1
	◎	機械工学実習Ⅱ	1
	◎	機械工学実験Ⅰ	1
	◎	機械工学実験Ⅱ	1
	◎	機械力学Ⅰ	2
	◎	制御工学Ⅰ	2
	◎	機械工学プロジェクト	2
	◎	プレゼンテーション技法	2
	◎	特別ゼミ ※3	2
	◎	卒業研究	8
	計		38
		コンピュータ概論	2
		機械要素	2
	○	機械材料	2
	○	機構学	2
		自動車工学概論	2
		航空宇宙工学概論	2
	○	機械工作法	2
		情報工学	2
	○	コンピュータ図学	2
		工作機械	2
		工業力学演習	1
		材料力学演習Ⅰ	1
		熱力学演習Ⅰ	1
		流体力学演習Ⅰ	1
		機械設計法	2
	○	材料力学Ⅱ	2
	○	熱力学Ⅱ	2
	○	流体力学Ⅱ	2
		数理解析	2
		材料力学演習Ⅱ	1
		機械設計法演習	1

区分	必選	授業科目	単位
		熱力学演習Ⅱ	1
		流体力学演習Ⅱ	1
	○	伝熱工学	2
	○	設計製図Ⅰ	2
		機械工学インターンシップ*	2
		精密加工学	2
		流体力学Ⅲ	2
		数値計算法	2
		電子工作実習	2
		弾性力学	2
		機械力学演習Ⅰ	1
		制御工学演習Ⅰ	1
		機械力学演習Ⅱ	1
		制御工学演習Ⅱ	1
		数値計算法演習	2
	○	機械力学Ⅱ	2
	○	制御工学Ⅱ	2
	○	設計製図Ⅱ	2
		流体機械	2
		空気力学	2
		計算力学	2
		塑性加工	2
		メカトロニクス	2
		工学倫理	2
		生産工学	2
		環境工学	2
		内燃機関	2
		システム工学	2
		ロボット工学	2
		工業法規	2
		木材加工 ※2	2
		職業指導Ⅰ	2
		職業指導Ⅱ	2
	△	基礎数学演習	2
	△	基礎物理演習	2
	△	情報処理特講Ⅰ	2
	△	情報処理特講Ⅱ	2
	計		104
合	計		142

(注記6) ※3は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

(注記7) 選択必修科目の内、計12単位の取得を必修とする。

別表Ⅱ

平成22年度(2010)以降の入学者に適用
生命環境化学科(生命環境化学コース)授業科目表

区分		必選	授業科目	単位
一般 共通 科目	一般 教 養 科 目	◎	教養基礎ゼミ	2
		思想と宗教	2	
		哲学	2	
		社会学	2	
		国際関係論	2	
		歴史	2	
		生活健康科学	2	
		文化論	2	
		言語文化論Ⅰ(中国)	2	
		言語文化論Ⅱ(中国)	2	
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2	
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2	
		スポーツ文化論	2	
		心理学	2	
		日本国憲法	2	
		経済学	2	
		経営学	2	
		教育と社会	2	
		ボランティアの研究	2	
		体育実技Ⅰ	1	
		体育実技Ⅱ	1	
	計			40
		◎	日本事情Ⅰ	※1 2
		◎	日本事情Ⅱ	※1 2
		◎	日本経済Ⅰ	※1 2
		◎	日本経済Ⅱ	※1 2
		◎	日本語Ⅰ	※1 2
		◎	日本語Ⅱ	※1 2
	計			12
	計			52
	外国語科目	◎	英語Ⅰ	1
		◎	英語Ⅱ	1
		◎	英語Ⅲ	1
◎		英語Ⅳ	1	
◎		英語演習Ⅰ	1	
◎		英語演習Ⅱ	1	
◎		英語演習Ⅲ	1	
◎		英語演習Ⅳ	1	
◎		TOEIC初級Ⅰ	1	
◎		TOEIC初級Ⅱ	1	
◎		TOEIC中級Ⅰ	1	
◎		TOEIC中級Ⅱ	1	
計			12	
合 計			64	

区分	必選	授業科目	単位
共通基礎科目	数 学 系 科 目	基礎線形代数	2
		基礎線形代数演習	2
		応用線形代数	2
		応用線形代数演習	2
		微分学	2
		微分学演習	2
		積分学	2
		積分学演習	2
		確率統計学	2
	微分方程式	2	
	計		20
	理 学 系 科 目	◎ 基礎化学実験	2
		◎ 基礎化学	2
		◎ 展開化学Ⅰ	2
		◎ 展開化学Ⅱ	2
		◎ 基礎科学計算	2
		○ 生命の科学 ※2	2
		○ 生活の科学 ※2	2
		○ 環境の科学 ※2	2
		○ 基礎物理実験 ※3	2
		○ 生物学実験 ※3	2
基礎生物学		2	
生物学		2	
基礎物理学		2	
物理学Ⅰ		2	
物理学Ⅱ		2	
物理学演習Ⅰ		1	
物理学演習Ⅱ		1	
地学		2	
地学実験		2	
地球科学	2		
計		38	
合 計		58	

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

区分	必選	授業科目	単位
生命環境化学専門科目	◎	生命環境化学特論	2
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学ゼミ	2
		計	16
	○	生命環境化学特論A ※4	2
	○	生命環境化学特論B ※4	4
	○	卒業研究Ⅰ ※5	2
	○	卒業研究Ⅱ ※5	4
		計	12
		有機化学Ⅰ	2
		有機化学Ⅱ	2
		有機化学Ⅲ	2
		有機化学演習	1
		高分子化学	2
		有機材料化学	2
		物理化学Ⅰ	2
		物理化学Ⅱ	2
		物理化学Ⅲ	2
		物理化学演習	1
		分析化学	2
		機器分析	2
		電気化学	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		無機化学Ⅲ	2
		コンピュータ化学	2
		無機材料化学	2
		触媒化学	2

区分	必選	授業科目	単位
生命環境化学専門科目		生化学Ⅰ	2
		生化学Ⅱ	2
		タンパク質科学	2
		生化学Ⅲ	2
		細胞生物学	2
		バイオテクノロジー	2
		生体機能工学	2
		神経生物学	2
		生活科学概論	2
		食品科学	2
		微生物・ウィルス学	2
		免疫学	2
		薬の科学	2
		環境計測Ⅰ	2
		環境計測Ⅱ	2
		環境計量Ⅰ	2
		環境計量Ⅱ	2
		環境化学	2
		環境関係法規	2
		資源・エネルギー化学	2
		環境分析	2
		化学工学	2
		安全工学	2
		工業化学	2
		インターンシップ	2
		情報処理Ⅰ	2
		情報処理Ⅱ	2
	△	生命環境化学特別演習	2
		計	92
合 計			120

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2の選択必修科目のうち、計4単位の取得を必修とする。

(注記6) ※3の選択必修科目のうち、計2単位の取得を必修とする。

(注記7) ※4は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

早期卒業の場合は、4年次の卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱに替え、

3年次に生命環境化学特論A及び生命環境化学特論Bを修得しなければならない。

(注記8) 卒業研究Ⅱ(※5)の履修は、卒業研究Ⅰ(※5)の修得を条件とする。

別表Ⅱ

平成22年度(2010)以降の入学者に適用
情報システム学科(ⅠTコース)授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般 共 通 科 目	◎	教養基礎ゼミ	2
		学外特別実習	2
		社会情報学	2
		文化論	2
		社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		生活健康科学	2
		言語文化論Ⅰ(中国)	2
		言語文化論Ⅱ(中国)	2
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅰ(フランス)	2
		言語文化論Ⅱ(フランス)	2
		スポーツ文化論	2
		日本国憲法	2
		思想と宗教	2
		心理学	2
		哲学	2
		経済学	2
		経営学	2
		科学技術史	2
		教育と社会	2
		ボランティアの研究	2
		体育実技Ⅰ	1
		体育実技Ⅱ	1
		計	50
		日本事情Ⅰ ※1	2
		日本事情Ⅱ ※1	2
		日本経済Ⅰ ※1	2
		日本経済Ⅱ ※1	2
		日本語Ⅰ ※1	2
		日本語Ⅱ ※1	2
		計	12
		計	62
	◎	英語Ⅰ	1
	◎	英語Ⅱ	1
	◎	英語Ⅲ	1
	◎	英語Ⅳ	1
	◎	英語演習Ⅰ	1
	◎	英語演習Ⅱ	1
	◎	英語演習Ⅲ	1
	◎	英語演習Ⅳ	1
	△	TOEIC初級Ⅰ	1
	△	TOEIC初級Ⅱ	1
	△	TOEIC中級Ⅰ	1
	△	TOEIC中級Ⅱ	1
		計	12
		合 計	74

区分	必選	授業科目	単位
数 学 系 科 目	◎	基礎数学	2
	◎	基礎数学演習	2
		微分学	2
		微分学演習	2
		積分学	2
		積分学演習	2
		基礎線形代数	2
		基礎線形代数演習	2
		応用線形代数	2
		応用線形代数演習	2
		応用数学演習	2
		ベクトル解析	2
		微分方程式	2
		確率統計学	2
		数理解析	2
		複素関数論	2
		応用数学	2
		計	34
	◎	科学基礎実習	2
	◎	科学入門	2
		物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
		工業力学	2
		化学Ⅰ	2
		化学Ⅱ	2
		地球科学	2
		地球と環境	2
		基礎生物学	2
		生物学	2
		地学	2
		栽培 ※2	2
		量子力学	2
		熱・統計力学	2
		計	30
		合 計	64

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

(注記3) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

(注記4) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記5) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望者のみ履修可能。

区分	必選	授業科目	単位
情報 シ ス テ ム 専 門 科 目	◎	情報システム概論Ⅰ	2
	◎	情報システム概論Ⅱ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
	◎	基礎情報処理実験	2
	◎	展開情報処理実験	2
	◎	基礎情報工学実験	2
	◎	展開情報工学実験	2
	◎	特別情報システム実験 ※3	2
	◎	情報システムゼミ	2
	◎	特別情報システムゼミ ※3	2
	◎	卒業研究Ⅰ ※4	4
	◎	卒業研究Ⅱ ※4	4
	○	基礎プログラム言語	2
	○	展開プログラム言語	2
	○	基礎プログラミング演習	2
	○	展開プログラミング演習	2
	○	応用プログラム言語Ⅰ	2
	○	応用プログラミング演習Ⅰ	2
		電気回路Ⅰ	2
		電気回路演習Ⅰ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電磁気学演習Ⅰ	2
		電子回路Ⅰ	2
		電子回路演習	2
		回路入門	2
		回路概論	2
		マルチメディアシステム演習Ⅰ	2
		マルチメディアシステム演習Ⅱ	2
		データベース入門	2
		マルチメディアシステム	2
		ネットワーク概論	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		計算機構成	2
		情報と職業	2
	・	情報処理特講Ⅰ	2
	・	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
	・	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
	・	代数学	2
	・	離散数学	2
	・	幾何学	2
		数値計算法	2
		図形学	2
		材料科学概論	2
		ソフトウェア設計	2
		電子デバイス	2
		数理計画	2
		論理数学	2
		分散処理システム	2
		データベース	2
		CG	2
		人工知能	2
		ヒューマンインターフェース	2
		ソフトウェア工学	2
		通信工学	2
		ネットワーク設計	2
		ネットワーク構築と管理	2
		オペレーティングシステム	2
		ネットワークプロトコル	2

区分	必選	授業科目	単位
情 報 シ ス テ ム 専 門 科 目		コンバイラ	2
		情報処理特講Ⅱ	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		電子工学実習	2
		電子情報基礎実験	2
		応用プログラム言語Ⅱ	2
		応用プログラミング演習Ⅱ	2
		数値計算演習	2
		計測工学	2
		光電子工学	2
		センサー工学	2
		感性工学	2
		応用解析学	2
		応用解析演習	2
		論理回路	2
		システム工学	2
		情報理論	2
		符号理論	2
		基礎シミュレーション工学	2
		応用シミュレーション工学	2
		パターン認識	2
		画像工学	2
		CAD/CAM	2
		制御工学	2
		インテリジェントマテリアル	2
		メカトロニクス	2
		知能ロボット	2
		ディジタル回路	2
		データ通信	2
		伝送システム理論	2
		インターンシップ	2
		プレゼンテーション技法	2
		電子回路Ⅱ	2
		電子材料学	2
		電子物性	2
		LSI工学	2
		ディジタル信号処理	2
		ディジタル信号解析	2
		デバイスプロセス工学	2
		電子情報専門実験Ⅰ	2
		電子情報専門実験Ⅱ	2
		知的所有権法	2
		工学倫理学	2
		環境安全論	2
		応用マルチメディア	2
		機械工学実習Ⅰ ※2	1
		機械工学実習Ⅱ ※2	1
		木材加工 ※2	2
		職業指導Ⅰ	2
		職業指導Ⅱ	2
合 計			226

(注記6) ※3は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

(注記7) 卒業研究Ⅱ(※4)の履修は、卒業研究Ⅰ(※4)の修得を条件とする。

別表Ⅱ

平成２２年度（２０１０）以降の入学者に適用
情報システム学科（電子情報コース）授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般 教養 科目	◎	教養基礎ゼミ	2
		学外特別実習	2
		社会情報学	2
		文化論	2
		社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		生活健康科学	2
		言語文化論Ⅰ（中国）	2
		言語文化論Ⅱ（中国）	2
		言語文化論Ⅰ（ドイツ）	2
		言語文化論Ⅱ（ドイツ）	2
		言語文化論Ⅰ（フランス）	2
		言語文化論Ⅱ（フランス）	2
		スポーツ文化論	2
		日本国憲法	2
		思想と宗教	2
		心理学	2
		哲学	2
		経済学	2
		経営学	2
		科学技術史	2
		教育と社会	2
		ボランティアの研究	2
		体育実技Ⅰ	1
		体育実技Ⅱ	1
		計	50
		日本事情Ⅰ ※1	2
		日本事情Ⅱ ※1	2
		日本経済Ⅰ ※1	2
		日本経済Ⅱ ※1	2
		日本語Ⅰ ※1	2
		日本語Ⅱ ※1	2
		計	12
		計	62
外国 語 科目	◎	英語Ⅰ	1
	◎	英語Ⅱ	1
	◎	英語Ⅲ	1
	◎	英語Ⅳ	1
	◎	英語演習Ⅰ	1
	◎	英語演習Ⅱ	1
	◎	英語演習Ⅲ	1
	◎	英語演習Ⅳ	1
	△	TOEIC初級Ⅰ	1
	△	TOEIC初級Ⅱ	1
	△	TOEIC中級Ⅰ	1
	△	TOEIC中級Ⅱ	1
		計	12
合 計			74

区分	必選	授業科目	単位
共通 基 礎 科 目	◎	基礎数学	2
	◎	基礎数学演習	2
		微分学	2
		微分学演習	2
		積分学	2
		積分学演習	2
		基礎線形代数	2
		基礎線形代数演習	2
		応用線形代数	2
		応用線形代数演習	2
		応用数学演習	2
		ベクトル解析	2
		微分方程式	2
		確率統計学	2
		数理解析	2
		複素関数論	2
		応用数学	2
		計	34
	◎	科学基礎実習	2
	◎	科学入門	2
理 学 系 科 目		物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
		工業力学	2
		化学Ⅰ	2
		化学Ⅱ	2
		地球科学	2
		地球と環境	2
		基礎生物学	2
		生物学	2
		地学	2
		栽培 ※2	2
		量子力学	2
		熱・統計力学	2
		計	30
合 計			64

（注記１）必選欄の◎印は、必修科目を示す。

（注記２）必選欄の○印は、選択必修科目を示す。

（注記３）必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

（注記４）※１は、留学生の履修科目を示す。

（注記５）※２は、中学校教諭１種免許（技術）取得希望者のみ履修可能。

区分	必選	授業科目	単位
情報 報 シ ス テ ム 専 門 科 目	◎	情報システム概論Ⅰ	2
	◎	情報システム概論Ⅱ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
	◎	電子工学実習	2
	◎	電子情報基礎実験	2
	◎	電子情報専門実験Ⅰ	2
	◎	電子情報専門実験Ⅱ	2
	◎	特別情報システム実験※3	2
	◎	情報システムゼミ	2
	◎	特別情報システムゼミ※3	2
	◎	卒業研究Ⅰ ※4	4
	◎	卒業研究Ⅱ ※4	4
	○	電気回路Ⅰ	2
	○	電気回路演習Ⅰ	2
	○	電磁気学Ⅰ	2
	○	電磁気学演習Ⅰ	2
	○	電子回路Ⅰ	2
	○	電子回路演習	2
		基礎プログラム言語	2
		展開プログラム言語	2
		基礎プログラミング演習	2
		展開プログラミング演習	2
		応用プログラム言語Ⅰ	2
		応用プログラミング演習Ⅰ	2
		回路入門	2
		回路概論	2
		マルチメディアシステム演習Ⅰ	2
		マルチメディアシステム演習Ⅱ	2
		データベース入門	2
		マルチメディアシステム	2
		ネットワーク概論	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		計算機構成	2
		情報と職業	2
		情報処理特講Ⅰ	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
		代数学	2
		離散数学	2
		幾何学	2
		数値計算法	2
		図形学	2
		材料科学概論	2
		ソフトウェア設計	2
		電子デバイス	2
		数理計画	2
		論理数学	2
		分散処理システム	2
		データベース	2
		C G	2
		人工知能	2
		ヒューマンインターフェース	2
		ソフトウェア工学	2
		通信工学	2
		ネットワーク設計	2

区分	必選	授業科目	単位
情報 報 シ ス テ ム 専 門 科 目		ネットワーク構築と管理	2
		オペレーティングシステム	2
		ネットワークプロトコル	2
		コンパイラ	2
		情報処理特講Ⅱ	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		基礎情報処理実験	2
		展開情報処理実験	2
		応用プログラム言語Ⅱ	2
		応用プログラミング演習Ⅱ	2
		数値計算演習	2
		計測工学	2
		光電子工学	2
		センサー工学	2
		感性工学	2
		応用解析学	2
		応用解析演習	2
		論理回路	2
		システム工学	2
		情報理論	2
		符号理論	2
		基礎シミュレーション工学	2
		応用シミュレーション工学	2
		パターン認識	2
		画像工学	2
		CAD/CAM	2
		制御工学	2
		インテリジェントマテリアル	2
		メカトロニクス	2
		知能ロボット	2
		ディジタル回路	2
		データ通信	2
		伝送システム理論	2
		インタースhip	2
		プレゼンテーション技法	2
		電子回路Ⅱ	2
		電子材料学	2
		電子物性	2
		LSI工学	2
		ディジタル信号解析	2
		ディジタル信号処理	2
		デバイスプロセス工学	2
		基礎情報工学実験	2
		展開情報工学実験	2
		知的所有権法	2
		工学倫理学	2
		環境安全論	2
		応用マルチメディア	2
		機械工学実習※2	1
		機械工学実習※2	1
		木材加工 ※2	2
		職業指導Ⅰ	2
		職業指導Ⅱ	2
合 計			226

(注記6) ※3は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

(注記7) 卒業研究Ⅱ(※4)の履修は、卒業研究Ⅰ(※4)の修得を条件とする。

別表Ⅱ

平成22年度(2010)以降の入学者に適用
ヒューマン・ロボット学科(新・知能ロボットコース) 授業科目表

区分	必選	授業科目	単位	区分	必選	授業科目	単位
一般 共通 科目	一般 教 養 科 目	◎ ランチャイトークⅠ	2	共通 基 礎 科 目	数 学 系 科 目	◎ 基礎線形代数	2
		◎ ランチャイトークⅡ	2			◎ 基礎線形代数演習	2
		文化論	2			応用線形代数	2
		社会学	2			応用線形代数演習	2
		国際関係論	2			微分学	2
		歴史	2			微分学演習	2
		生活健康科学	2			積分学	2
		言語文化論Ⅰ(中国)	2			積分学演習	2
		言語文化論Ⅱ(中国)	2			微分方程式	2
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2			確率統計学	2
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2			複素関数論	2
		言語文化論Ⅰ(フランス)	2			ベクトル解析	2
		言語文化論Ⅱ(フランス)	2			計	24
		スポーツ文化論	2	理 学 系 科 目	◎ 基礎物理実験	2	
		日本国憲法	2		◎ 物理学Ⅰ	2	
		心理学	2		◎ 物理学Ⅱ	2	
		哲学	2		物理学演習Ⅰ	2	
		経済学	2		物理学演習Ⅱ	2	
		思想と宗教	2		栽培 ※2	2	
		経営学	2		地球科学	2	
	科学技術史	2	電磁気学	2			
	教育と社会	2	量子力学	2			
	ボランティアの研究	2	生物学	2			
	計	46	計	20			
	日本事情Ⅰ ※1	2	合 計		44		
	日本事情Ⅱ ※1	2					
	日本経済Ⅰ ※1	2					
	日本経済Ⅱ ※1	2					
	日本語Ⅰ ※1	2					
	日本語Ⅱ ※1	2					
	計	12					
	計	58					
外 国 語 科 目	◎ 英語Ⅰ	1					
	◎ 英語Ⅱ	1					
	◎ 英語Ⅲ	1					
	◎ 英語Ⅳ	1					
	◎ 英語演習Ⅰ	1					
	◎ 英語演習Ⅱ	1					
	◎ 英語演習Ⅲ	1					
	◎ 英語演習Ⅳ	1					
	△ TOEIC初級Ⅰ	1					
	△ TOEIC初級Ⅱ	1					
	△ TOEIC中級Ⅰ	1					
△ TOEIC中級Ⅱ	1						
計	12						
合 計			70				

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

区分	必選	授業科目	単位
ヒューマン・ロボット専門科目	◎	コンピュータ入門Ⅰ	2
	◎	コンピュータ入門Ⅱ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	1
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	1
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	二足歩行ロボット製作法Ⅰ	2
	◎	二足歩行ロボット製作演習Ⅰ	2
	◎	ヒューマン・ロボット学入門	2
	◎	ヒューマン・ロボットゼミⅠ	1
	◎	ヒューマン・ロボットゼミⅡ	1
	◎	材料力学	2
	◎	工業力学	2
	◎	ロボット製作実験実習Ⅰ	1
	◎	ロボット製作実験実習Ⅱ	1
	◎	二足歩行ロボット製作法Ⅱ	2
	◎	二足歩行ロボット製作演習Ⅱ	2
	◎	基礎プログラミング	2
	◎	基礎プログラミング演習	2
	◎	メカトロニクス	2
	◎	メカトロ実験実習Ⅰ	1
	◎	メカトロ実験実習Ⅱ	1
	◎	機械力学Ⅰ	2
	◎	制御工学Ⅰ	2
	◎	ロボティクスプロジェクトⅠ	1
	◎	ロボティクスプロジェクトⅡ	1
	◎	特別ゼミ ※3	2
	◎	卒業研究Ⅰ	4
	◎	卒業研究Ⅱ	4
	計		50
		CAD応用製図	2
		ロボット機構学	2
		電気回路入門	2
		二足歩行ロボット製作法Ⅲ	2
		二足歩行ロボット製作演習Ⅲ	2
		応用プログラミング	2
		応用プログラミング演習	2
		機械工作法	2
		アナログ・デジタル回路	2
		工業力学演習	1
		材料力学演習	1
		機械設計法演習	1
		電子回路演習	1

区分	必選	授業科目	単位
ヒューマン・ロボット専門科目		自律移動ロボット設計	2
		コンピュータ・グラフィックス	2
		機械設計法	2
		ロボット工学	2
		制御工学演習Ⅰ	1
		機械力学演習Ⅰ	1
		制御工学演習Ⅱ	1
		機械力学演習Ⅱ	1
		機械力学Ⅱ	2
		制御工学Ⅱ	2
		新・知能ロボット設計原論Ⅰ	2
		新・知能ロボット設計原論Ⅱ	2
		自律移動ロボット・プロジェクトⅠ	2
		自律移動ロボット・プロジェクトⅡ	2
		電気自動車プロジェクトⅠ	2
		電気自動車プロジェクトⅡ	2
		ソフトコンピューティング	2
		設計製図	2
		応用設計製図	2
		ヒューマン・マシンシステム	2
		生体計測	2
		シミュレーション工学	2
		シミュレーション工学演習	2
		エネルギー力学	2
		流体力学	2
		工学倫理	2
		環境工学	2
		工業法規	2
		流体力学演習	1
		エネルギー力学演習	1
		認知心理学	2
		脳と行動	2
		交通システム設計	2
		スポーツ工学	2
		木材加工 ※2	2
		電子工作実習	2
		職業指導Ⅰ	2
		職業指導Ⅱ	2
		インターンシップ	2
	計		94
	合 計		144

(注記3) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記4) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望のみ履修可能。

(注記5) ※3は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

別表Ⅱ

平成22年度(2010)以降の入学者に適用
ヒューマン・ロボット学科(システム・デザインコース) 授業科目表

区分	必選	授業科目	単位
一般 共通 科目	◎	ランチャイトークⅠ	2
	◎	ランチャイトークⅡ	2
		文化論	2
		社会学	2
		国際関係論	2
		歴史	2
		生活健康科学	2
		言語文化論Ⅰ(中国)	2
		言語文化論Ⅱ(中国)	2
		言語文化論Ⅰ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅱ(ドイツ)	2
		言語文化論Ⅰ(フランス)	2
		言語文化論Ⅱ(フランス)	2
		スポーツ文化論	2
		日本国憲法	2
		心理学	2
		哲学	2
		経済学	2
		思想と宗教	2
		経営学	2
		科学技術史	2
		社会と教育	2
		ボランティアの研究	2
		計	46
		日本事情Ⅰ ※Ⅰ	2
		日本事情Ⅱ ※Ⅰ	2
		日本経済Ⅰ ※Ⅰ	2
		日本経済Ⅱ ※Ⅰ	2
		日本語Ⅰ ※Ⅰ	2
		日本語Ⅱ ※Ⅰ	2
		計	12
		計	58
	◎	英語Ⅰ	1
	◎	英語Ⅱ	1
	◎	英語Ⅲ	1
	◎	英語Ⅳ	1
	◎	英語演習Ⅰ	1
	◎	英語演習Ⅱ	1
	◎	英語演習Ⅲ	1
	◎	英語演習Ⅳ	1
	△	TOEIC初級Ⅰ	1
	△	TOEIC初級Ⅱ	1
	△	TOEIC中級Ⅰ	1
	△	TOEIC中級Ⅱ	1
		計	12
		合 計	70

区分	必選	授業科目	単位
共通 基礎 科目	◎	基礎線形代数	2
	◎	基礎線形代数演習	2
		応用線形代数	2
		応用線形代数演習	2
		微分学	2
		微分学演習	2
		積分学	2
		積分学演習	2
		微分方程式	2
		確率統計学	2
		複素関数論	2
		ベクトル解析	2
		計	24
	◎	基礎物理実験	2
	◎	物理学Ⅰ	2
	◎	物理学Ⅱ	2
		物理学演習Ⅰ	2
		物理学演習Ⅱ	2
		栽培 ※2	2
		地球科学	2
		電磁気学	2
		量子力学	2
		生物学	2
		計	20
		合 計	44

(注記1) 必選欄の◎印は、必修科目を示す。

(注記2) 必選欄の△印は、自由単位の科目を示す。

区分	必選	授業科目	単位	区分	必選	授業科目	単位
ヒューマン・ロボット専門科目	◎	コンピュータ入門Ⅰ	2	ヒューマン・ロボット専門科目		機械工作法	2
	◎	コンピュータ入門Ⅱ	2			アナログ・デジタル回路	2
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	1			機械設計法演習	1
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	1			電子回路演習	1
	◎	材料力学	2			自律移動ロボット設計	2
	◎	工業力学	2			流体力学演習	1
	◎	CAD基礎製図	2			エネルギー力学演習	1
	◎	CAD応用製図	2			制御工学演習Ⅰ	1
	◎	ヒューマン・ロボット学入門	2			機械力学演習Ⅰ	1
	◎	ヒューマン・ロボットゼミⅠ	1			制御工学演習Ⅱ	1
	◎	ヒューマン・ロボットゼミⅡ	1			機械力学演習Ⅱ	1
	◎	メカトロニクス	2			機械力学Ⅱ	2
	◎	電気回路入門	2			制御工学Ⅱ	2
	◎	ロボット製作実験実習Ⅰ	1			ロボット工学	2
	◎	ロボット製作実験実習Ⅱ	1			新・知能ロボット設計原論Ⅰ	2
	◎	基礎プログラミング	2			新・知能ロボット設計原論Ⅱ	2
	◎	基礎プログラミング演習	2			自律移動ロボット・プロジェクトⅠ	2
	◎	コンピュータ・グラフィックス	2			自律移動ロボット・プロジェクトⅡ	2
	◎	機械設計法	2			電気自動車プロジェクトⅠ	2
	◎	機械力学Ⅰ	2			電気自動車プロジェクトⅡ	2
	◎	制御工学Ⅰ	2			ソフトコンピューティング	2
	◎	メカトロ実験実習Ⅰ	1			設計製図	2
	◎	メカトロ実験実習Ⅱ	1			応用設計製図	2
	◎	ロボティクスプロジェクトⅠ	1			ヒューマン・マシンスystem	2
	◎	ロボティクスプロジェクトⅡ	1			生体計測	2
	◎	特別ゼミ ※3	2			シミュレーション工学	2
	◎	卒業研究Ⅰ	4			シミュレーション工学演習	2
	◎	卒業研究Ⅱ	4			交通システム設計	2
		計	50			工学倫理	2
		エネルギー力学	2			環境工学	2
		二足歩行ロボット製作法Ⅰ	2			工業法規	2
		二足歩行ロボット製作演習Ⅰ	2			認知心理学	2
		ロボット機構学	2			脳と行動	2
		工業力学演習	1			スポーツ工学	2
		材料力学演習	1			木材加工 ※2	2
		流体力学	2			電子工作実習	2
		二足歩行ロボット製作法Ⅱ	2			職業指導Ⅰ	2
		二足歩行ロボット製作法Ⅲ	2			職業指導Ⅱ	2
		二足歩行ロボット製作演習Ⅱ	2			インターンシップ	2
		二足歩行ロボット製作演習Ⅲ	2			計	94
		応用プログラミング	2			合 計	144
		応用プログラミング演習	2				

(注記3) ※1は、留学生の履修科目を示す。

(注記4) ※2は、中学校教諭1種免許(技術)取得希望のみ履修可能。

(注記5) ※3は、早期卒業見込者の履修科目を示す。

早期卒業の認定基準

【機械工学科】

3 年間で 124 単位以上を修得し、下記の要件すべてを満たすこと。

- 1) 3 年次前期末までに 100 単位以上修得すること。
- 2) 3 年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得した上で、特別ゼミを履修し、「優」評価を取得すること。
- 3) 3 年次後期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
- 4) 3 年次後期末までの選択科目のうち、下記の科目を含む 34 単位以上で「優」評価を取得すること。
1 年次開講科目：機械材料
2 年次開講科目：機械工作法、機械設計法、材料力学Ⅱ、熱力学Ⅱ、流体力学Ⅱ
3 年次開講科目：伝熱工学Ⅰ、設計製図Ⅰ、設計製図Ⅱ、機械力学Ⅱ、制御工学Ⅱ
- 5) 3 年次後期末までに、専門必修科目 28 単位、専門選択科目 40 単位以上を取得すること。

【生命環境化学科】

卒業認定試験に合格することにより、優秀な成績を修めたことを認定し早期卒業を認める。

卒業認定試験の受験資格

- 1) 3 年次前期末までに自由単位を除き、100 単位以上を修得すること。
- 2) 一般共通科目のすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
- 3) 共通基礎科目のすべての必修科目及び選択必修科目で「優」評価を取得すること。
- 4) 3 年次前期までの専門科目のすべての必修科目で「優」評価を取得すること。
- 5) 3 年次前期までの選択科目のうち、25 科目以上で「優」評価を取得すること。

以上 1) ～ 5) の要件をすべて満たした時に、「生命環境化学特論 A」「生命環境化学特論 B」を受講することができる。

- 6) 3 年次後期末までに 124 単位を修得し、以下の要件を満たすこと。
- 7) 3 年次後期の専門科目の必修科目及び選択必修科目のすべての科目で「優」評価を取得し、3 年次後期の専門科目の選択科目の内、5 科目以上で「優」評価を取得すること。

以上 6) ～ 7) の要件を満たした時に、卒業認定試験を受験することができる。

(削除)

【情報システム学科】

3 年間で 124 単位以上を修得し、下記の要件をすべて満たすこと。

- 1) 3 年次前期末までの必修科目 32 単位と選択必修科目 8 単位について、すべて「優」の評価を取得すること。
- 2) 1) の条件を満たしたときは、3 年次後期に「特別情報システム実験」と「特別情報システムゼミ」を履修し、「優」の評価を取得すること。
- 3) 3 年次後期末までの選択科目のうち、専門選択科目 16 単位を含む 46 単位以上で「優」の評価を取得すること。
- 4) 3 年次後期末までに、専門必修科目 22 単位、専門選択必修科目 8 単位、専門選択科目 40 単位以上を取得すること。

【ヒューマン・ロボット学科】

3 年間で 124 単位以上を修得し、下記の要件すべてを満たすこと。

- 1) 3 年次前期末までに 100 単位以上修得すること。
- 2) 3 年次前期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得した上で、特別ゼミを履修し、「優」評価を取得すること。
- 3) 3 年次後期末までのすべての必修科目で「優」評価を取得すること。4) 3 年次後期末までの必修科目及び選択科目のすべての科目のうち、
「優」評価の科目が 9 割以上であること。

別表Ⅳ

教職課程授業科目表【平成２２年度（２０１０）の入学者に適用】

（教科に関する科目）

●中学校教諭１種免許状（技術）対象学科：機械工学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
木材加工（製図及び実習を含む。）	◎	木材加工	2
金属加工（製図及び実習を含む。）	◎	機械工学実習Ⅰ	1
		機械工作法	2
		機械材料	2
		工作機械	2
		精密加工学	2
		塑性加工	2
機械（実習を含む。）	◎	機械工学実習Ⅱ	1
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	機械工学実験Ⅰ	1
	◎	機械工学実験Ⅱ	1
	◎	機械力学Ⅰ	2
	◎	計測工学	2
	◎	工業力学	2
	◎	材料力学Ⅰ	2
	◎	制御工学Ⅰ	2
	◎	熱力学Ⅰ	2
	◎	プレゼンテーション技法	2
	◎	流体力学Ⅰ	2
		環境工学	2
		材料力学演習Ⅰ	1
		工業力学演習	1
		材料力学演習Ⅱ	1
		機械設計法演習	1
		熱力学演習Ⅰ	1
		流体力学演習Ⅰ	1
		熱力学演習Ⅱ	1
		流体力学演習Ⅱ	1
		機械力学演習Ⅰ	1
		制御工学演習Ⅰ	1
		機械力学演習Ⅱ	1
		制御工学演習Ⅱ	1
		機械設計法	2
		機械要素	2
		機械力学Ⅱ	2
		機構学	2
		空気力学	2
		計算力学	2
		工学倫理	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
機械（実習を含む。）		航空宇宙工学概論	2
		コンピュータ図学	2
		材料力学Ⅱ	2
		システム工学	2
		自動車工学概論	2
		数理解析	2
		制御工学Ⅱ	2
		生産工学	2
		設計製図Ⅰ	2
		設計製図Ⅱ	2
		弾性力学	2
		伝熱工学	2
		内燃機関	2
		熱力学Ⅱ	2
		メカトロニクス	2
		流体機械	2
		流体力学Ⅱ	2
		流体力学Ⅲ	2
		ロボット工学	2
電気（実習を含む。）	◎	電子工作実習	2
栽培（実習を含む。）	◎	栽培	2
		生物学	2
情報とコンピュータ（実習を含む。）	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
		数値計算法演習	2
		コンピュータ概論	2
		情報工学	2
		数値計算法	2

（注）

１．教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ１単位以上計２０単位以上を修得する必要がある。

２．◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭1種免許状（工業）対象学科：機械工学科

免許法の 規定科目	必選	開設授業科目	単位 数
工業の関 係科目	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
	◎	機械工学実習Ⅰ	1
	◎	機械工学実習Ⅱ	1
	◎	機械工学実験Ⅰ	1
	◎	機械工学実験Ⅱ	1
	◎	工業力学	2
	◎	機械力学Ⅰ	2
	◎	材料力学Ⅰ	2
	◎	計測工学	2
	◎	制御工学Ⅰ	2
	◎	熱力学Ⅰ	2
	◎	流体力学Ⅰ	2
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	プレゼンテーション技 法	2
		設計製図Ⅰ	2
		設計製図Ⅱ	2
		機械力学Ⅱ	2
		材料力学Ⅱ	2
		弾性力学	2
		制御工学Ⅱ	2
		材料力学演習Ⅰ	1
		工業力学演習	1
		材料力学演習Ⅱ	1
		機械設計法演習	1
		伝熱工学	2
		熱力学Ⅱ	2
		流体力学Ⅱ	2
		流体力学Ⅲ	2
		熱力学演習Ⅰ	1
		流体力学演習Ⅰ	1
		熱力学演習Ⅱ	1
		流体力学演習Ⅱ	1
		精密加工学	2
		機械設計法	2
		システム工学	2
		コンピュータ図学	2
		数値計算法	2
		数値計算法演習	2

免許法の 規定科目	必選	開設授業科目	単位 数
工業の関 係科目		計算力学	2
		機械材料	2
		メカトロニクス	2
		ロボット工学	2
		電子工作実習	2
		自動車工学概論	2
		航空宇宙工学概論	2
		内燃機関	2
		流体機械	2
		空気力学	2
		工作機械	2
		機械要素	2
		機構学	2
		機械工作法	2
		塑性加工	2
		コンピュータ概論	2
		情報工学	2
		環境工学	2
		生産工学	2
		工業法規	2
		工学倫理	2
職業指導		機械力学演習Ⅰ	1
		制御工学演習Ⅰ	1
		機械力学演習Ⅱ	1
		制御工学演習Ⅱ	1
		数理解析	2
職業指導	◎	職業指導Ⅰ	2
	◎	職業指導Ⅱ	2

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

● 中学校教諭 1 種免許状 (理科) 対象学科: 生命環境化学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
物理学	◎	物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
		物理学Ⅱ (J)	2
		物理学演習Ⅰ	1
		物理学演習Ⅱ	1
		物理学演習Ⅱ (J)	1
		基礎物理学	2
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	◎	基礎物理実験	2
化学	◎	基礎化学	2
		展開化学Ⅰ	2
		展開化学Ⅱ	2
		分析化学Ⅰ (J)	2
		分析化学Ⅱ (J)	2
		機器分析Ⅰ (J)	2
		機器分析Ⅱ (J)	2
		有機化学Ⅰ	2
		有機化学Ⅱ	2
		有機化学Ⅰ (J)	2
		有機化学Ⅱ (J)	2
		有機化学Ⅲ (J)	2
		有機化学Ⅳ (J)	2
		有機化学演習	1
		有機化学演習Ⅰ (J)	1
		有機化学演習Ⅱ (J)	1
		物理化学Ⅰ	2
		物理化学Ⅱ	2
		物理化学Ⅰ (J)	2
		物理化学Ⅱ (J)	2
		物理化学Ⅲ (J)	2
		物理化学Ⅳ (J)	2
		物理化学演習	1
		物理化学演習Ⅰ (J)	1
		物理化学演習Ⅱ (J)	1
		分析化学	2
		機器分析	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		無機化学Ⅰ (J)	2
		無機化学Ⅱ (J)	2
		無機化学Ⅲ (J)	2
		無機化学Ⅳ (J)	2
		コンピュータ化学	2
		コンピュータ化学Ⅰ (J)	2
		コンピュータ化学Ⅱ (J)	2
		有機材料化学	2
		無機材料化学	2
		工業化学	2
		有機化学Ⅲ	2
		物理化学Ⅲ	2
		高分子化学	2
		環境分析	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
化学		触媒化学	2
		資源エネルギー化学	2
		電気化学	2
		化学工学	2
		化学工学Ⅰ (J)	2
		化学工学Ⅱ (J)	2
		化学工学Ⅲ (J)	2
		材料科学 (J)	2
		生活の科学	2
		生活科学概論	2
		無機化学Ⅲ	2
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	◎	基礎化学実験	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ (J)	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ (J)	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ (J)	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ (J)	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ (J)	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ (J)	2
生物学		生命の科学	2
	◎	生物学	2
		基礎生物学	2
		生化学Ⅰ	2
		生化学Ⅱ	2
		タンパク質科学	2
		生化学Ⅰ (J)	2
		生化学Ⅱ (J)	2
		生化学Ⅲ (J)	2
		生化学Ⅲ	2
		細胞生物学	2
		バイオテクノロジー	2
		生体機能工学	2
		神経生物学	2
		生物工学 (J)	2
		環境の科学	2
		食品科学	2
		微生物・ウイルス学	2
		免疫学	2
		薬の科学	2
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	◎	生物学実験	2
地学	◎	地学	2
		地球科学	2
		環境化学	2
		環境計測Ⅰ	2
		環境計測Ⅱ	2
		環境計量Ⅰ	2
		環境計量Ⅱ	2
	◎	地学実験	2
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	◎	地学実験	2

(注) 1. 教科に関する科目は、免許法の規程科目について、それぞれ 1 単位以上計 20 単位以上を修得する必要がある。

2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

● 高等学校教諭Ⅰ種免許状(理科)対象学科:生命環境化学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
物理学	◎	物理学Ⅰ	2
		物理学Ⅱ	2
		物理学Ⅱ(J)	2
		物理学演習Ⅰ	1
		物理学演習Ⅱ	1
		物理学演習Ⅱ(J)	1
		基礎物理学	2
化学	◎	基礎化学	2
	◎	展開化学Ⅰ	2
	◎	展開化学Ⅱ	2
	◎	分析化学Ⅰ(J)	2
	◎	分析化学Ⅱ(J)	2
	◎	機器分析Ⅰ(J)	2
	◎	機器分析Ⅱ(J)	2
		有機化学Ⅰ	2
		有機化学Ⅱ	2
		有機化学Ⅰ(J)	2
		有機化学Ⅱ(J)	2
		有機化学Ⅲ(J)	2
		有機化学Ⅳ(J)	2
		有機化学演習	1
		有機化学演習Ⅰ(J)	1
		有機化学演習Ⅱ(J)	1
		物理化学Ⅰ	2
		物理化学Ⅱ	2
		物理化学Ⅰ(J)	2
		物理化学Ⅱ(J)	2
		物理化学Ⅲ(J)	2
		物理化学Ⅳ(J)	2
		物理化学演習	1
		物理化学演習Ⅰ(J)	1
		物理化学演習Ⅱ(J)	1
		分析化学	2
		機器分析	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		無機化学Ⅰ(J)	2
		無機化学Ⅱ(J)	2
		無機化学Ⅲ(J)	2
		無機化学Ⅳ(J)	2
		コンピュータ化学	2
		コンピュータ化学Ⅰ(J)	2
		コンピュータ化学Ⅱ(J)	2
		有機材料化学	2
		無機材料化学	2
		工業化学	2
		有機化学Ⅲ	2
		物理化学Ⅲ	2
		高分子化学	2
		環境分析	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
化学		触媒化学	2
		資源エネルギー化学	2
		電気化学	2
		化学工学	2
		化学工学Ⅰ(J)	2
		化学工学Ⅱ(J)	2
		化学工学Ⅲ(J)	2
		材料科学(J)	2
生物学		生活の科学	2
		生活科学概論	2
		無機化学Ⅲ	2
		生命の科学	2
	◎	生物学	2
		基礎生物学	2
		生化学Ⅰ	2
		生化学Ⅱ	2
		タンパク質科学	2
		生化学Ⅰ(J)	2
		生化学Ⅱ(J)	2
		生化学Ⅲ(J)	2
		生化学Ⅲ	2
		細胞生物学	2
		バイオテクノロジー	2
		生体機能工学	2
		神経生物学	2
		生物工学(J)	2
		食品科学	2
		微生物・ウイルス学	2
		免疫学	2
		薬の科学	2
		環境の科学	2
地学	◎	地学	2
		地球科学	2
		環境化学	2
		環境計測Ⅰ	2
		環境計測Ⅱ	2
		環境計量Ⅰ	2
		環境計量Ⅱ	2
	◎	基礎物理実験	2
	◎	基礎化学実験	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅰ(J)	2
	◎	生命環境化学基礎実験Ⅱ(J)	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅰ(J)	2
	◎	生命環境化学専門実験Ⅱ(J)	2
		生物学実験	2
		地学実験	2

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. 「」内に表示された免許法の規定科目の修得は、その科目の1以上にわたって行うものとする。
3. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

（教科に関する科目）

●中学校教諭1種免許状（数学）及び高等学校教諭1種免許状（数学）

対象学科：情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
代数学	◎	代数学	2
		基礎線形代数	2
		基礎線形代数演習	2
		応用線形代数	2
		応用線形代数演習	2
		離散数学	2
幾何学	◎	幾何学	2
		応用数学演習	2
		図形学	2
		応用数学	2
解析学	◎	微分学	2
	◎	積分学	2
	◎	応用解析学	2
		微分学演習	2
		積分学演習	2
		ベクトル解析	2
		微分方程式	2
		数理解析	2
		複素関数論	2
		数値計算法	2
		数値計算演習	2
		応用解析演習	2
「確率論、統計学」	◎	確率統計学	2
		数理計画	2
コンピュータ	◎	基礎シミュレーション工学	2
		論理数学	2
		符号理論	2

（注）

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. 「」内に表示された免許法の規定科目の修得は、その科目の1以上にわたって行うものとする。
3. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●中学校教諭1種免許状(技術)対象学科:情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
木材加工 (製図及び実習を含む。)	◎	木材加工	2
金属加工 (製図及び実習を含む。)	◎	機械工学実習Ⅰ	1
機械(実習を含む。)	◎	機械工学実習Ⅱ	1
		工業力学	2
		メカトロニクス	2
電気(実習を含む。)	◎	電気回路演習Ⅰ	2
	◎	電磁気学演習Ⅰ	2
	◎	電子回路演習	2
	◎	科学基礎実習	2
	◎	情報システム概論Ⅱ	2
		回路概論	2
		電子デバイス	2
		電気回路Ⅰ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電子回路Ⅰ	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		光電子工学	2
		センサー工学	2
		論理回路	2
		デジタル回路	2
		伝送システム理論	2
		電子回路Ⅱ	2
		電子材料学	2
		電子物性	2
		LSI工学	2
		デジタル信号処理	2
		デジタル信号解析	2
		デバイスプロセス工学	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
栽培(実習を含む。)	◎	栽培	2
		生物学	2
情報とコンピュータ(実習を含む。)	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
		マルチメディアシステム演習Ⅰ	2
		マルチメディアシステム演習Ⅱ	2
		データベース入門	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		ソフトウェア設計	2
		人工知能	2
		ヒューマンインターフェース	2
		ネットワーク設計	2
		ネットワークプロトコル	2
		コンパイラ	2
		情報理論	2
		パターン認識	2

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭1種免許状(情報)

対象学科: 情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
情報社会及び情報理論	◎	知的所有権	2
		工学倫理学	2
コンピュータ情報処理(実習を含む。)	◎	応用プログラミング演習Ⅰ	2
		計算機構成	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2
		オペレーティングシステム	2
		応用プログラム言語Ⅰ	2
		応用プログラム言語Ⅱ	2
		計測工学	2
		応用プログラミング演習Ⅱ	2
		制御工学	2
情報システム(実習を含む。)	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
		分散処理システム	2
		データベース	2
		ソフトウェア工学	2
		システム工学	2
情報ネットワーク(実習を含む。)	◎	展開プログラミング演習	2
		ネットワーク概論	2
		展開プログラム言語	2
		通信工学	2
		ネットワーク構築と管理	2
		データ通信	2
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	◎	マルチメディアシステム	2
		基礎プログラミング演習	2
		基礎プログラム言語	2
		C G	2
		感性工学	2
		応用シミュレーション工学	2
		画像工学	2
		CAD/CAM	2
情報と職業	◎	知能ロボット	2
		情報と職業	2

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。
2. 「」内に表示された免許法の規定科目の修得は、その科目の1以上にわたって行うものとする。
3. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭1種免許状(工業)

対象学科: 情報システム学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
工業の関係科目	◎	電気回路演習Ⅰ	2
	◎	電磁気学演習Ⅰ	2
	◎	電子回路演習	2
	◎	科学基礎実習	2
	◎	情報システム概論Ⅱ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
		工業力学	2
		回路概論	2
		マルチメディアシステム演習Ⅰ	2
		マルチメディアシステム演習Ⅱ	2
		データベース入門	2
		コンピュータアーキテクチャ	2
		ソフトウェア設計	2
		電子デバイス	2
		人工知能	2
		ヒューマンインターフェース	2
		ネットワーク設計	2
		ネットワークプロトコル	2
		コンパイラ	2
		電気回路Ⅰ	2
		電磁気学Ⅰ	2
		電子回路Ⅰ	2
		電気回路Ⅱ	2
		電気回路演習Ⅱ	2
		電磁気学Ⅱ	2
		電磁気学演習Ⅱ	2
		光電子工学	2
		センサー工学	2
		論理回路	2
		情報理論	2
		パターン認識	2
		メカトロニクス	2
		デジタル回路	2
		伝送システム理論	2
		電子回路Ⅱ	2
		電子材料科学	2
		電子物性	2
		LSI工学	2
		デジタル信号処理	2
		デジタル信号解析	2
		デバイスプロセス工学	2
		プレゼンテーション技法	2
職業指導	◎	職業指導Ⅰ	2
	◎	職業指導Ⅱ	2

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。

2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

● 中学校教諭1種免許状(技術)

対象学科: ヒューマン・ロボット学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
木材加工 (製図及び実習を含む。)	◎	木材加工	2
金属加工 (製図及び実習を含む。)	◎	CAD基礎製図	2
	◎	ロボット製作実験実習Ⅰ	1
	◎	ロボット製作実験実習Ⅱ	1
	◎	材料力学	2
	◎	機械工作法	2
機械(実習を含む。)	◎	工業力学	2
	◎	メカトロニクス	2
	◎	メカトロ実験実習Ⅰ	1
	◎	メカトロ実験実習Ⅱ	1
	◎	機械力学Ⅰ	2
	◎	制御工学Ⅰ	2
		ロボット機構学	2
		二足歩行ロボット製作法Ⅲ	2
		二足歩行ロボット製作演習Ⅲ	2
		工業力学演習	1
		材料力学演習	1
		自律移動ロボット設計	2
		ロボット工学	2
		制御工学演習Ⅰ	1
		機械力学演習Ⅰ	1
		制御工学演習Ⅱ	1
		機械力学演習Ⅱ	1
		機械力学Ⅱ	2
		制御工学Ⅱ	2
		新・知能ロボット設計原論Ⅰ	2
		新・知能ロボット設計原論Ⅱ	2
		自律移動ロボット・プロジェクトⅠ	2
		自律移動ロボット・プロジェクトⅡ	2
機械(実習を含む。)		電気自動車プロジェクトⅠ	2
		電気自動車プロジェクトⅡ	2
		設計製図	2
		応用設計製図	2
		ヒューマン・マシンステム	2
		エネルギー力学	2
		流体力学	2
		工学倫理	2
		流体力学演習	1
		エネルギー力学演習	1
		機械設計法演習	1
		交通システム設計	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
電気(実習を含む。)	◎	電子工作実習	2
		電磁気学	2
		アナログ・デジタル回路	2
		電子回路演習	1
栽培(実習を含む。)	◎	栽培	2
		生物学	2
情報とコンピュータ(実習を含む。)		コンピュータ入門Ⅰ	2
		コンピュータ入門Ⅱ	2
		コンピュータ実習Ⅰ	2
		コンピュータ実習Ⅱ	2
		基礎プログラミング	2
		基礎プログラミング演習	2
		応用プログラミング	2
		応用プログラミング演習	2
		ソフトコンピューティング	2
		生体計測	2
		シミュレーション工学	2
		シミュレーション工学演習	2

(注) 1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。

2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教科に関する科目)

●高等学校教諭1種免許状(工業)

対象学科: ヒューマン・ロボット学科

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
工業の関 係科目	◎	コンピュータ入門Ⅰ	2
	◎	コンピュータ入門Ⅱ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅰ	2
	◎	コンピュータ実習Ⅱ	2
	◎	CAD基礎製図	2
	◎	材料力学	2
	◎	工業力学	2
	◎	ロボット製作実験実習Ⅰ	2
	◎	ロボット製作実験実習Ⅱ	2
	◎	基礎プログラミング	2
	◎	基礎プログラミング演習	2
	◎	メカトロニクス	2
	◎	メカトロ実験実習Ⅰ	2
	◎	メカトロ実験実習Ⅱ	2
	◎	機械力学Ⅰ	2
	◎	制御工学Ⅰ	2
		ロボット機構学	2
		二足歩行ロボット製作法Ⅲ	2
		二足歩行ロボット製作演習Ⅲ	2
		応用プログラミング	2
		応用プログラミング演習	2
		機械工作法	2
		アナログ・デジタル回路	2
		工業力学演習	1
		材料力学演習	1
		機械設計法演習	1
		電子回路演習	1
		自律移動ロボット設計	2
		ロボット工学	2
		制御工学演習Ⅰ	1
		機械力学演習Ⅰ	1
		制御工学演習Ⅱ	1
		機械力学演習Ⅱ	1
		機械力学Ⅱ	2
		制御工学Ⅱ	2

免許法の規定科目	必選	開設授業科目	単位数
工業の関 係科目		新・知能ロボット設計原論Ⅰ	2
		新・知能ロボット設計原論Ⅱ	2
		自律移動ロボット・プロジェクトⅠ	2
		自律移動ロボット・プロジェクトⅡ	2
		電気自動車プロジェクトⅠ	2
		電気自動車プロジェクトⅡ	2
		ソフトコンピューティング	2
		設計製図	2
		応用設計製図	2
		ヒューマン・マシンインタフェース	2
		生体計測	2
		シミュレーション工学	2
		シミュレーション工学演習	2
		エネルギー力学	2
		流体力学	2
		工学倫理	2
		環境工学	2
		工業法規	2
		流体力学演習	1
		エネルギー力学演習	1
		交通システム設計	2
職業指導		木材加工	2
		電子工作実習	2
	◎	職業指導Ⅰ	2
	◎	職業指導Ⅱ	2

(注)

1. 教科に関する科目は、免許法の規定科目について、それぞれ1単位以上計20単位以上を修得する必要がある。

2. ◎印は、免許取得上の必修科目である。

(教職に関する科目)

- 中学校教諭 1 種免許状 (技術) 対象学科: 機械工学科及び情報システム学科及びヒューマン・ロボット学科
- 中学校教諭 1 種免許状 (理科) 対象学科: 生命環境化学科
- 中学校教諭 1 種免許状 (数学) 対象学科: 情報システム学科
- 高等学校教諭 1 種免許状 (工業) 対象学科: 機械工学科及び情報システム学科及びヒューマン・ロボット学科
- 高等学校教諭 1 種免許状 (理科) 対象学科: 生命環境化学科
- 高等学校教諭 1 種免許状 (数学・情報) 対象学科: 情報システム学科

必選	開講授業科目	単位数	備考
○	教職論	2	
○	教育原理	2	
○	発達・学習論	2	
○	教育制度論	2	
○	技術科教育法Ⅰ	2	中 1 種免のみ
○	技術科教育法Ⅱ	2	中 1 種免のみ
○	技術科教育法Ⅲ	2	中 1 種免のみ
○	技術科教育法Ⅳ	2	中 1 種免のみ
○	工業科教育法Ⅰ	2	高 1 種免のみ
○	工業科教育法Ⅱ	2	高 1 種免のみ
○	理科教育法Ⅰ	2	
○	理科教育法Ⅱ	2	
○	理科教育法Ⅲ	2	中 1 種免のみ
○	理科教育法Ⅳ	2	中 1 種免のみ
○	数学科教育法Ⅰ	2	
○	数学科教育法Ⅱ	2	
○	数学科教育法Ⅲ	2	中 1 種免のみ
○	数学科教育法Ⅳ	2	中 1 種免のみ
○	情報科教育法Ⅰ	2	高 1 種免のみ
○	情報科教育法Ⅱ	2	高 1 種免のみ
○	教育方法・技術論	2	
○	道德教育研究	2	中 1 種免のみ必修
○	特別活動研究	2	
○	生徒・進路指導の理論及び方法	2	
○	教育相談	2	
○	教育実習Ⅰ	3	
○	教育実習Ⅱ	2	中 1 種免のみ
○	教職実践演習	2	

(注)

1. ○印は、必修科目 (中学校教諭 1 種免許状で 3 3 単位, 高等学校教諭 1 種免許状で 2 5 単位) である。
2. 教科教育法に関する科目の単位は取得しようとする教科によって, それぞれ修得しなければならない。

(教科又は教職に関する科目)

- 中学校教諭1種免許状(技術)対象学科:機械工学科及び情報システム学科及びヒューマン・ロボット学科
- 中学校教諭1種免許状(理科)対象学科:生命環境化学科
- 中学校教諭1種免許状(数学)対象学科:情報システム学科
- 高等学校教諭1種免許状(工業)対象学科:機械工学科及び情報システム学科及びヒューマン・ロボット学科
- 高等学校教諭1種免許状(理科)対象学科:生命環境化学科
- 高等学校教諭1種免許状(数学・情報)対象学科:情報システム学科

必修	単位数教科又は教職に関する科目	単位数	備考
	教育と社会	2	左記の5科目を含め、最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて中1種免8単位、高1種免16単位以上修得すること
	メディア教育論	2	
	学習指導	2	
	ボランティアの研究	2	
	道徳教育研究	2	「道徳教育研究」は高一種免のみ選択

3-1 工学部履修細則 〈平成22年度(2010)の入学者に適用〉

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は学則及び工学部規程に基づき、履修の基準を定めて、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

2 生命環境化学科化学技術コースの履修の内規は、別に定める。

(教育課程)

第2条 本学の教育課程として、基礎教育課程（一般共通科目・共通基礎科目）、専門課程（学科専門科目）及び教職課程（教職科目）をおく。

(授業科目)

第3条 前条の各課程に関する授業科目は別表に示すとおりである。

2 年度によって前項の授業科目の一部を変更し、または設けないことがある。

3 授業科目は、必修科目、選択科目、選択必修科目及び自由単位科目にわけらる。

(単位)

第4条 前条の各授業科目について認定する単位数は別表に示すとおりである。

(卒業条件)

第5条 本学を卒業するためには、第2章第1節から第2節に定める履修の要件に従い、124単位以上を修得しなければならない。

2 機械工学科においては、一般共通科目を28単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目68単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科においては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目70単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科においては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目70単位以上を修得しなければならない。

5 ヒューマン・ロボット学科においては、一般共通科目を22単位以上、共通基礎科目を24単位以上、専門科目78単位以上を修得しなければならない。

第6条 各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

第6条の2 生命環境化学科においては、生命環境化学コースの学生が、化学技術コースの科目及び当該学生の卒業要件に含まれない生命環境化学コースの科目（教職科目及び自由単位科目を除く）を履修し単位を修得した場合は、授業科目読替が認められている科目を除き、10単位を上限とする他学科履修の単位に含める。

(履修学年)

第7条 各授業科目を履修すべき学年は別表に示すとおりである。

第8条 在籍する学年より上級の学年で履修するものと定められた授業科目を履修することはできない。

第9条 削除

(履修手続)

第10条 学生は毎学年の初めに、当該学年で履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 履修届提出の期限は毎学年の初めに掲示する。

3 必要ある時は臨時に履修届を提出させることがある。

第11条 届け出ていない授業科目を履修することはできない。

第2章 課程

第1節 基礎教育課程

(一般共通科目)

第12条 一般共通科目を、一般教養科目と外国語科目にわけろ。

2 前項の一般教養科目と外国語科目は、別表に示すとおりである。

(一般教養科目と外国語科目)

第13条 一般教養科目については、各学科の課程に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

2 機械工学科においては、18単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科においては、必修科目2単位のほか16単位以上を修得しなければならない。

4 情報システム学科においては、必修科目2単位のほか16単位以上を修得しなければならない。

5 ヒューマン・ロボット学科においては、必修科目4単位のほか10単位以上を修得しなければならない。

第13条の2 外国語科目については、各学科の課程に定めるところにより、単位を修得しなければならない。

2 機械工学科においては、必修科目の英語Ⅰ～Ⅳ各1単位、英語演習Ⅰ～Ⅳ各1単位及びコミュニケーション英語2単位を修得しなければならない。

3 生命環境化学科においては、英語4単位及び英語演習4単位を必修科目とし、それぞれⅠ～Ⅳを修得しなければならない。

4 情報システム学科においては、英語4単位及び英語演習4単位を必修科目とし、それぞれⅠ～Ⅳを修得しなければならない。

5 ヒューマン・ロボット学科においては、英語4単位及び英語演習4単位を必修科目とし、それぞれⅠ～Ⅳを修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第14条 共通基礎科目を、数学系科目と理学系科目にわけろ。

2 前項の数学系科目と理学系科目は、別表に示すとおりである。

(数学系科目と理学系科目)

第15条 数学系科目と理学系科目については、各学科の課程に定めるところにより、次の単位を修得しなければならない。

2 機械工学科においては、数学系科目から必修科目18単位、理学系科目から必修科目6単位、数学系科目及び理学系科目の選択科目を合わせて4単位以上を修得しなければならない。

3 生命環境化学科においては、数学系科目及び理学系科目から、必修科目10単位、選択必修科目6単位及び選択科目12単位の計28単位以上を修得しなければならない。

選択必修科目6単位については、基礎物理実験・生物学実験から2単位、生命の科学・環境の科学から4単位を修得しなければならない。基礎物理実験・生物学実験から2単位、生命の科学・生活の科学・環境の科学から4単位を超えて修得した単位は選択科目の履修単位に振替える。

4 情報システム学科においては、数学系科目から必修科目4単位、理学系科目から必修科目4単位、数学系科目及び理学系科目の選択科目を合わせて20単位以上を修得しなければならない。

5 ヒューマン・ロボット学科においては、数学系科目から必修科目4単位、理学系科目から必修科目6単位、数学系科目及び理学系科目の選択科目を合わせて14単位以上を修得しなければならない。

第2節 専門課程

(専門科目)

第16条 各学科における専門科目は、別表に示すとおりである。

第17条 専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

2 機械工学科においては、必修科目36単位のほか、選択必修科目と選択科目で32単位(うち選択必修科目12単位以上)を含め、68単位以上修得しなければならない。

3 生命環境化学科においては、必修科目16単位のほか、選択必修科目6単位、選択科目48単位を含め70単位以上修得しなければならない。

- 4 情報システム学科においては、必修科目26単位のほか、選択必修科目8単位、選択科目36単位を含め70単位以上修得しなければならない。
- 5 ヒューマン・ロボット学科においては、必修科目48単位のほか、選択科目30単位を含め78単位以上修得しなければならない。
- 第17条の2 早期卒業に関する専門科目は、各学科の定めるところに従って履修しなければならない。

第3節 教職課程

(履修願)

第18条 教職課程の履修を希望する学生は、履修を開始する学期の初めに、学則別表Ⅰに定める教職授業料を添えて教職課程履修願を提出し、許可を受けなければならない。

(教職に関する科目)

第19条 教職に関する科目に関しては、工学部規程別表Ⅳにしたがって、中学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目35単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は必修科目27単位を修得しなければならない。

(教科に関する科目)

第20条 中学校教諭1種免許状(技術)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

2 高等学校教諭1種免許状(工業)を取得する場合の教科に関する科目については、職業指導Ⅰ・Ⅱの各2単位、工業の関係科目16単位を修得しなければならない。

第20条の2 中学校教諭1種免許状(理科)及び高等学校教諭1種免許状(理科)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

第20条の3 中学校教諭1種免許状(数学)及び高等学校教諭1種免許状(数学)又は高等学校教諭1種免許状(情報)を取得する場合の教科に関する科目については、工学部規程別表Ⅳに定める免許法の規定科目から、それぞれ1単位以上計20単位を修得しなければならない。

(教科又は教職に関する科目)

第21条 教科又は教職に関する科目は、工学部規程別表Ⅳに定める教科又は教職に関する科目を含め、前3条に規定する教科に関する科目又は第19条に規定する教職に関する科目から、中学校教諭1種免許状を取得する場合は8単位、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は16単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第22条 教育実習を履修するためには、あらかじめ教職論、教育原理、教育制度論、発達・学習論各2単位のほか、免許教科の種類に応じて、技術科教育法Ⅰ～Ⅳ各2単位又は工業科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位、理科教育法Ⅰ～Ⅳ(高1種免の場合は理科教育法Ⅰ～Ⅱ)各2単位、数学科教育法Ⅰ～Ⅳ(高1種免の場合は数学科教育法Ⅰ～Ⅱ)各2単位又は情報科教育法Ⅰ～Ⅱ各2単位を修得しておかななければならない。

第23条 (削除)

(教員免許に関する日本国憲法及び体育等の履修)

第24条 教員免許状取得の資格を得るためには、日本国憲法に関する科目2単位及び体育に関する科目2単位以上を修得しなければならない。

2 前項のほかに、外国語コミュニケーションに関する科目2単位及び情報機器の操作に関する科目2単位を修得しなければならない。

第3章 進級及び留年

(進級)

第25条 第2学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

2 機械工学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に

関して、自由単位を除き、32単位以上を修得していなければならない。

- 3 生命環境化学学科、情報システム学科、ヒューマン・ロボット学科の学生が第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していなければならない。

第26条 第3学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

- 2 機械工学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。
- 3 生命環境化学学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。
- 4 情報システム学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、66単位以上を修得していなければならない。
- 5 ヒューマン・ロボット学科の学生が第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、62単位以上を修得していなければならない。

第27条 第4学年に進級するためには、各学科の定める要件をみたしていなければならない。

- 2 機械工学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目10単位及び選択科目18単位、共通基礎科目の必修科目24単位及び選択科目4単位を取得し、専門科目の必修科目26単位、選択必修科目と選択科目で22単位（うち選択必修科目12単位以上）以上を修得していなければならない。
- 3 生命環境化学学科生命環境化学コースの学生が第4学年に進級するためには、実験科目の必修10単位・選択必修2単位を含め、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、106単位以上を修得していなければならない。
- 生命環境化学学科化学技術コースの学生が第4学年に進級するための要件は、生命環境化学学科化学技術コースの履修内規第13条に定める。
- 4 情報システム学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目10単位、選択科目16単位、共通基礎科目の必修科目8単位及び選択科目20単位を取得し、専門科目の必修科目18単位、選択必修科目8単位及び選択科目20単位以上を修得していなければならない。
- 5 ヒューマン・ロボット学科の学生が第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目10単位及び選択科目6単位、共通基礎科目の必修科目10単位及び選択科目8単位を取得し、専門科目の必修科目38単位及び選択科目28単位以上を修得していなければならない。

（留年）

第28条 第25条、第26条及び第27条によって進級できなかった学生（以下「留年生」という。）は、前年度に引き続き、それぞれ第1学年、第2学年、または第3学年に在籍するものとする。

（留年生、転入生及び編入生の履修）

第29条 留年生、転入生及び編入生は、第8条にかかわらず、次の各号により、上級学年の授業科目を履修することができる。

- (1) 第1学年の留年生は、第2学年のための授業科目。
- (2) 第2学年の留年生は、第3学年のための授業科目。
- (3) 第3学年の留年生は、卒業研究（生命環境化学学科においては生命環境化学調査研究を含める）及び教育実習を除く第4学年のための授業科目。
- (4) 転入学、編入学又は転学科により第2学年に転入又は編入した学生の履修については、前第2号と同様に取り扱うものとする。
- (5) 各号の規定にかかわらず学科・課程において適当と認める場合には、上級学年の授業科目の履修を認めることがある。

（留年生、転入生及び編入生の復級）

第30条 留年した学生及び第2学年に転入又は編入した学生が、留め置かれた学年で、自由単位を除き、所定の単位を修得した場合は、教授会の議を経て該当学年への進級を認める。

（雑則）

第31条 第25条、第26条及び第27条の規定にかかわらず教授会が適当と認める場合には、進級を許可することがある。

附則 1 この細則は昭和54年4月1日から施行する。

2 従前の教養課程及び専門課程履修規程は昭和54年3月31日限り廃止する。

3 外国語科目の履修に関する条項を昭和53年以前に入学した学生に適用する時は、必要な移行措置を講じるものとする。

附則 この細則は、昭和55年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和57年10月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成2年3月2日から施行する。

附則 この細則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成3年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。

附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学者については、なお従前の細則を適用する。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。

〔平成8年度から平成10年度までの環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。〕

附則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の細則条項によるものとする。

附則 1. この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2. 第1条第2項については、平成14年度入学生から適用する。

附則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

3-1 工学部生命環境化学学科化学技術コースの履修内規

(目的)

第1条 この内規は、工学部規程及び工学部履修細則に基づき、生命環境化学学科化学技術コースの履修に関する基準について定め、学生の適正且つ円滑な学習に資することを目的とする。

(教育課程)

第2条 化学技術コースの教育課程は、工学部規程別表Ⅰの定めるところによる。

2 化学技術コースには、日本技術者教育認定機構が定める次の学習保証時間を設ける。

- 一 人文社会科学等：250時間以上
- 二 数学、自然科学、情報技術：250時間以上
- 三 専門分野：900時間以上

3 年間総履修単位数50単位の範囲内で、工学部規程別表Ⅱの定める生命環境化学学科生命環境化学コースの科目を履修できるものとする。

生命環境化学コースで修得した単位は、10単位を上限とする他学科履修の卒業要件単位に含める。ただし、生命環境化学コースの授業科目読替の対象となる科目はすべて自由単位とする。

4 生命環境化学コースの学生が化学技術コースの科目を履修することを妨げない。ただし、化学技術コースで修得した単位は、教職科目及び自由単位科目の修得単位、並びに化学技術コースの授業科目読替の対象となる科目を除き、10単位を上限とする他学科履修の卒業要件単位に含める。(卒業条件)

第3条 化学技術コースを卒業するためには、第5条から第10条に定める履修の要件に従い、次のとおり124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 化学技術コースにおいては、一般共通科目を26単位以上、共通基礎科目を28単位以上、専門科目70単位以上を修得しなければならない。
- (2) 化学技術コースにおいては、別に定める教育目標をすべて達成していなければならない。また、前条第2項に定める学習保証時間について、各分野を含めて総計1,800時間以上を達成しなければならない。
- (3) 化学技術コースにおいては、工学部規程の別表Ⅲ「早期卒業の認定基準」に基づく早期卒業の規定を適用しない。

第4条 各教育課程に規定した単位数を超えて取得した単位（以下自由単位という。）を他の課程に規定した単位に代用することはできない。

(一般共通科目)

第5条 一般共通科目を、一般教養科目と外国語科目にわけるとする。

2 前項の一般教養科目と外国語科目は、工学部規程別表Ⅰに示す通りである。

(一般教養科目と外国語科目)

第6条 一般教養科目については、必修科目4単位及び選択必修科目2単位を含め、14単位以上を修得しなければならない。

2 外国語科目は、必修科目12単位を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第7条 共通基礎科目を、数学系科目と理学系科目にわけるとする。

2 前項の数学系科目と理学系科目は、工学規程別表Ⅰに示す通りである。

(数学系科目と理学系科目)

第8条 化学技術コースにおいては、数学系科目及び理学系科目から、必修科目10単位、選択必修科目4単位及び選択科目14単位の計28単位以上を修得しなければならない。

選択必修科目4単位については、基礎物理実験・生物学実験から2単位、基礎線形代数・応用線形代数・微分学・積分学・確率統計学・微分方程式(J)・基礎科学計算から2単位を修得しなければならない。それぞれの科目群から2単位を超えて修得した単位は選択科目の履修単位に振替える。

(専門科目)

第9条 専門科目は、工学部規程別表Ⅰに示す通りである。

第10条 専門科目は、必修科目32単位、選択必修科目32単位を含め、選択科目と合わせて計70単位以上を修得しなければならない。

(進級要件)

第11条 第2学年に進級するためには、一般共通科目、共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、30単位以上を修得していなければならない。

第12条 第3学年に進級するためには、一般共通科目・共通基礎科目及び専門科目に関して、自由単位を除き、68単位以上を修得していなければならない。

第13条 第4学年に進級するためには、一般共通科目の必修科目16単位、選択必修科目2単位及び選択科目8単位、共通基礎科目の必修科目10単位、選択必修科目4単位及び選択科目14単位、専門科目の生命環境化学特論、コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱ、生命環境化学基礎実験Ⅰ(J)・Ⅱ(J)、生命環境化学専門実験Ⅰ(J)・Ⅱ(J)、生命環境化学ゼミ(J)の計16単位を含めた、52単位を修得していなければならない。

(雑則)

第14条 第1条から第13条に規定する以外の事項は、工学部履修細則の条項を準用する。

附則 この内規は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

3-2 他学科及び他学部 of 科目履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、学生が所属以外の学科（以下「他学科」という。）又は学部（以下「他学部」という。）の授業科目を履修する場合に必要な事項を定める。

(履修方法)

第2条 学生は、他学科又は他学部が開講する授業科目を履修し単位を修得することができる。

2 学生が在籍中に他学科の授業科目を履修できる単位数は、自由単位を含め20単位を限度とする。

ただし、応用化学科においては、自由単位を含めて32単位を上限とし、うち12単位は当該学生の卒業要件に含まれない生命環境化学科及び応用化学科の開講科目に限るものとする。

電子工学科及び情報工学科においては、自由単位を含めて36単位を上限とし、うち16単位は情報システム学科の開講科目に限るものとする。

3 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、附表1に定める。

4 工学部各学科が履修を認める他学部の授業科目は、附表2に定める。

(修得単位)

第3条 他学科又は他学部において修得した単位は、10単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。上限を超えた単位は自由単位とする。

2 他学科において修得した単位の取扱いは、工学部各学科が附表3に定める。

3 他学部において修得した単位の取扱いは、工学部各学科が附表4に定める。

4 生命環境化学科及び応用化学科においては、当該学生の卒業要件に含まれない生命環境化学科及び応用化学科の開講科目（自由単位科目及び読替科目を除く）に限り、他学科履修の上限10単位とは別に12単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。

5 情報システム学科、電子工学科及び情報工学科においては、情報システム学科にて開講される科目（自由単位科目及び読替科目を除く）に限り、他学科履修の上限10単位とは別に16単位を上限として卒業要件の単位に算入することができる。

(履修手続)

第4条 他学科又は他学部の授業科目を履修しようとする者は、所属の学科長及び授業担当教員の許可を得た上で、履修登録期間内に「他学科他学部科目履修許可願」を届け出なければならない。

(雑則)

第5条 この内規の変更は、教務委員会の議を経て、教授会が決定する。

附則 この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

1. 他学科他学部履修内規附表 <平成19年度(2007)以降の入学者に適用>

附表 1

1. 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	① 一般共通科目及び共通基礎科目については、所属する学科内での履修が困難な場合に限り、履修を認める。 ② 専門科目については、選択1科目（機械工学インターンシップ）及び実験・実習・演習科目を除き、履修を認める。
生命環境化学科	1 生命環境化学コースの授業科目については、以下のとおり、履修を認める。 ① 一般共通科目については、一般教養科目の必修科目を除き、履修を認める。 ② 共通基礎科目については、理学系科目の必修科目（ライフサイエンス、基礎化学実験を除く）、選択必修1科目（生物学実験）及び選択2科目（地学実験、基礎化学計算）を除き、履修を認める。 ③ 専門科目については、必修科目（コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱを除く）、選択必修科目及びインターンシップを除き、履修を認める。 2 化学技術コースの2年次以降開講の授業科目については、履修を認めない。
情報システム学科	① 一般共通科目については、一般教養2科目（教養基礎ゼミと学外特別実習）を除き、履修を認める。 ② 共通基礎科目については、全科目の履修を認める。 ③ 専門科目については、必修科目及び選択1科目（インターンシップ）を除き、履修を認める。さらに、コンピュータ実習Ⅰ、Ⅱは履修を認める。
ロボットマシ学科・	① 一般共通科目及び共通基礎科目については、所属する学科内での履修が困難な場合に限り、履修を認める。 ② 専門科目については、原則的に、実験・実習・演習科目を除き、履修を認める。

附表 2

1. 工学部各学科が履修を認める他学部（人間社会学部）の授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
生命環境化学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
情報システム学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
ロボットマシ学科・	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。

附表 3

1. 他学科において修得した単位の取扱いは、以下のとおりとする。

機械工学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目については、機械工学科での履修が困難な場合に限り、履修を認める。 情報システム学科の基礎数学、基礎数学演習を除き、卒業要件単位に含める。 ② コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱを除き、他学科の専門科目の履修を認め、修得した単位は選択単位として卒業要件単位に含める。
生命環境化学科	1 生命環境化学コース（1年次を含む）は、以下のとおりとする。 ① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。 ただし、コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱは必修単位として認定する。 2 化学技術コースは、以下のとおりとする。 ① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とし、卒業要件単位に含めない。
情報システム学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、原則として選択単位として認定し、卒業要件単位に認定する。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。 ただし、コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱは必修単位として認定する。
ロボティクス学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、原則として選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。

※自由単位科目で修得した単位は、各学科の卒業要件の単位に含めない。

附表 4

1. 他学部（人間社会学部）において修得した単位の扱い

機械工学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とする。
生命環境化学科	1 生命環境化学コース（1年次を含む）は、以下のとおりとする。 人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。 2 化学技術コースは、以下のとおりとする。 人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とする。
情報システム学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。
ロボティクス学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。

別表

1. 人間社会学部において修得した単位のうち、工学部の生命環境化学科生命環境化学コース及び情報システム学科、ヒューマン・ロボット学科が卒業要件の単位として認定する授業科目は、以下のとおりとする。

工学部の認定科目		人間社会学部において修得した科目（いずれか1科目）
一般 共通 科目	社会学	社会学概論 現代社会と倫理Ⅰ 現代社会と倫理Ⅱ 社会シミュレーション論（休講） 貿易論
	国際関係論	国際理解Ⅲ（20世紀の世界史） 国際理解Ⅴ（国際社会と政治） 国際理解Ⅵ（グローバル社会と地誌） 英語圏文化論 国際法 国際関係論 国際交流史
	文化論	国際理解Ⅰ（文化人類学）
	心理学	人間理解Ⅶ（深層心理） 人間理解Ⅷ（自分の心を読む） 人間理解Ⅸ（心理学入門）
	哲学	人間理解Ⅰ（生活の中の哲学） 人間理解Ⅲ（アイデンティティと哲学）
	思想と宗教	人間理解Ⅳ（歴史と宗教） 人間理解Ⅴ（日本人と仏教） 現代社会と宗教Ⅰ 現代社会と宗教Ⅱ
	歴史	国際理解Ⅱ（20世紀の日本史） 国際理解Ⅳ（アメリカの歴史） 西洋史概論 東洋史概論
	スポーツ文化論	人間理解Ⅺ（スポーツと科学）（休講）
	経済学	日本経済論 商法Ⅰ 商法Ⅱ ミクロ経済学 マクロ経済学 金融経済論
	経営学	経営管理論（休講） 比較経営論（休講） 税法

※1 上記の人間社会学部授業科目は、平成22年度の開講科目である。

※2 上記に該当しない人間社会学部修得単位は、すべて自由単位とする。

2. 他学科他学部履修内規附表 <平成18年度(2006)以前の入学者に適用>

附表1

1. 工学部各学科が他学科の学生に履修を認める授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	① 一般共通科目及び共通基礎科目については、所属する学科内での履修が困難な場合に限り、履修を認める。 ② 専門科目については、選択1科目（機械工学インターンシップ）及び実験・実習・演習科目を除き、履修を認める。
応用化学科	1 一般化学技術コースの授業科目については、以下のとおり、履修を認める。 ① 一般共通科目については、一般教養科目の必修科目を除き、履修を認める。 ② 共通基礎科目については、理学系科目の必修科目（基礎化学実験を除く）及び選択2科目（地学実験、基礎化学計算）を除き、履修を認める。 ③ 専門科目については、必修科目（コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱを除く）、選択必修科目及びインターンシップを除き、履修を認める。 2 標準化学技術コースの2年次以降開講の授業科目については、履修を認めない。
電子工学科	① 一般共通科目及び共通基礎科目については、所属する学科内での履修が困難な場合に限り、履修を認める。 ② 専門科目については、必修科目（コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱを除く）及び選択1科目（インターンシップ）を除き、履修を認める。
情報工学科	① 一般共通科目については、一般教養2科目（教養基礎ゼミと学外特別実習）を除き、履修を認める。 ② 共通基礎科目については、全科目の履修を認める。 ③ 専門科目については、必修科目（コンピュータ実習入門・コンピュータ実習を除く）及び選択1科目（インターンシップ）を除き、履修を認める。

附表2

1. 工学部各学科が履修を認める他学部（人間社会学部）の授業科目は、以下のとおりとする。

機械工学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
応用化学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。
電子工学科	人間社会学部の授業科目については、履修を認めない。
情報工学科	① 人間社会学部共通の教養科目については、選択科目の履修を認める。 ② 人間社会学部情報社会学科及び心理学科の専門科目については、選択科目の履修を認める。

附表 3

1. 他学科において修得した単位の取扱い、以下のとおりとする。

機械工学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目については、機械工学科での履修が困難な場合に限り、履修を認める。 情報工学科の基礎数学、基礎数学演習を除き、卒業要件単位に含める。 ② コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱを除き、他学科の専門科目の履修を認め、修得した単位は選択単位として卒業要件単位に含める。
応用化学科	1 一般化学技術コース（1年次を含む）は、以下のとおりとする。 ① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。 ただし、コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱは必修単位として認定する。 2 標準化学技術コースは、以下のとおりとする。 ① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とし、卒業要件単位に含めない。
電子工学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。 ただし、コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱは必修単位として認定する。
情報工学科	① 他学科の一般共通科目及び共通基礎科目で修得した単位は、卒業要件単位に認定する。 ② 他学科の専門科目で修得した単位は、選択単位として認定し、卒業要件単位に含める。 ただし、コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱは必修単位として認定する。

※自由単位科目で修得した単位は、各学科の卒業要件の単位に含めない。

附表 4

1. 他学部（人間社会学部）において修得した単位の取扱い

機械工学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とする。
応用化学科	1 一般化学技術コース（1年次を含む）は、以下のとおりとする。 人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。 2 標準化学技術コースは、以下のとおりとする。 人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、すべて自由単位とする。
電子工学科	人間社会学部の授業科目については、履修を認めない。
情報工学科	人間社会学部の教養科目及び専門科目で修得した単位は、他学科科目と合わせて10単位を上限として、卒業要件単位として認定する。認定科目については別表に定める。

別表

1. 人間社会学部において修得した単位のうち、工学部の応用化学科一般化学技術コース及び情報工学科が卒業要件の単位として認定する授業科目は、以下のとおりとする。

工学部の認定科目		人間社会学部において修得した科目（いずれか1科目）
一般 共 通 科 目	社会学	社会学概論 現代社会と倫理Ⅰ 現代社会と倫理Ⅱ 社会シミュレーション論(休講) 貿易論
	国際関係論	国際理解Ⅲ（20世紀の世界史） 国際理解Ⅴ（国際社会と政治） 国際理解Ⅵ（グローバル社会と地誌） 英語圏文化論 国際法 国際関係論 国際交流史
	文化論	国際理解Ⅰ（文化人類学）
	心理学	人間理解Ⅶ（深層心理） 人間理解Ⅷ（自分の心を読む） 人間理解Ⅸ（心理学入門）
	哲学	人間理解Ⅰ（生活の中の哲学） 人間理解Ⅲ（アイデンティティと哲学）
	思想と宗教	人間理解Ⅳ（歴史と宗教） 人間理解Ⅴ（日本人と仏教） 現代社会と宗教Ⅰ 現代社会と宗教Ⅱ
	歴史	国際理解Ⅱ（20世紀の日本史） 国際理解Ⅳ（アメリカの歴史） 西洋史概論 東洋史概論
	スポーツ文化論	人間理解Ⅺ（スポーツと科学）(休講)
	経済学	日本経済論 商法Ⅰ 商法Ⅱ ミクロ経済学 マクロ経済学 金融経済論
	経営学	経営管理論（休講） 比較経営論（休講） 税法

※1 上記の人間社会学部授業科目は、平成22年度の開講科目である。

※2 上記に該当しない人間社会学部修得単位は、すべて自由単位とする。

他学科他学部科目履修許可願

提出日 年 月 日

工学部	科	コース名
学籍番号	第 学年 組	
氏 名	連絡先	

窓口受付	記 入	確 認

期 別	曜 日	時 限	講義番号	開講学科名	授 業 科 目 名	科目の履修条件 (該当する項目のチェック欄に○をつけてください)	学部長 の承認	担当教員 の承認
1 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		
2 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		
3 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		
4 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		
5 前期・後期・通年						☐ 卒業要件単位科目 ☐ 自由単位科目 ☐ 教職科目		

*希望する理由(該当する項目のチェック欄に○をつけてください)

☐ 自学科で開講されていないため。 ☐ 必修科目と重複したため。 ☐ 卒業要件単位を修得するため。 ☐ 興味があるため。
☐ その他()

〔注意①〕 枠内を記入すること。

〔注意②〕 担当教員の履修承認(印印又はサイン)がないものは受付られない。

4. 工学部単位認定規程

(趣旨)

第1条 学則第13条に基づく単位の認定については、工学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(認定)

第2条 単位の認定は履修登録のある授業科目について行う。

第3条 当該授業科目の授業に授業実施回数の3分の2以上出席し、かつ学業成績について合格判定を受けた学生に所定の単位を修得したことを認定する。

(評定及び判定)

第4条 学業成績の評定は評語を以て示す。評語は優・良・可及び不可とする。

2 優・良及び可の成績を合格とし、不可の成績を不合格とする。

(評定の方法)

第5条 学業成績の評定は定期試験の成績によるものとする。

2 実技・実験・実習及び演習にかかわる授業科目の学業成績の評定は平常の学習状況によることができる。

3 卒業研究の成績評定は研究論文によるものとする。

第6条 学業成績の評定に定期試験及び平常の学習状況を併せ用いることができる。

(定期試験)

第7条 定期試験は原則として筆記試験によるものとする。

2 授業の担当者は、必要に応じて口述試験を筆記試験に加え、又は筆記試験に替えることができる。

第8条 定期試験実施の時期は学期末とする。

第9条 定期試験実施の授業科目及び日時は、実施する1週間より以前に公示するものとする。

(臨時試験)

第10条 授業担当者が教育上必要と認めるときは、臨時に試験を行うことがある。

(追試験)

第11条 病気又はやむを得ない事故のため、定期試験に欠席した学生にたいして追試験を行う。

第12条 追試験を受験するものは、医師の診断書又は事故を証明するに足る書類を添付して、追試験受験願を提出しなければならない。

2 前項の受験願は、定期試験終了後7日以内に教務課へ提出しなければならない。

(再試験)

第13条 定期試験による学業成績の評定によって、不可の判定を受けた学生は、学部長に再試験の受験を願うことができる。

第14条 前条の願い出があったときは、学部長は授業担当者と協議してその同意を得たときは許可する。

第15条 再試験出願の期日及び実施の期日は、その度ごとに定める。

第16条 再試験による成績の評定は、良・可又は不可とする。

(受験料)

第17条 追試験の受験料は無料、再試験の受験料は1科目3,000円とする。

(雑則)

第18条 試験に不正行為をしたときは、当該試験期の全受験科目の履修を無効とすることができる。

第19条 学費未納により退学又は除籍された者が、学費未納期間に修得した単位は、取り消す。

附則 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

5. 埼玉工業大学工学部再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第34条に定める再入学について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 次に掲げる者は、出願により、以前在籍した学科に限って再入学を許可することがある。

- 一 学則第42条によって退学した者（依願退学者）
- 二 学則第54条第四号に該当し除籍された者（行方不明の届け出があった者）

2 次の各号に該当する者は、再入学志願の資格はない。

- 一 学則第53条第3項によって退学を命ぜられた者（懲戒退学者）
- 二 学則第54条第一号に該当し除籍された者（学費未納者）
- 三 学則第54条第二号に該当し除籍された者（履修届未提出者）
- 四 学則第54条第三号に該当し除籍された者（在学8年を超えた者）

(出願書類)

第3条 再入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 再入学願（志願の理由、退学又は除籍の理由・時期を明記のこと）
- 二 履歴書
- 三 健康診断書
- 四 写真（2枚、4×3cm）

(出願の時期)

第4条 出願書類は、学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。

(再入学時期)

第5条 再入学の時期は、学期の初めとする。

(手続期間)

第6条 再入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の入学手続きをしなければならない。

(納付金)

第7条 再入学者の学費は、当該再入学者の属する学年の在學生にかかる額と同額とし、入学金は、新入學生にかかる額と同額とする。

(再入学許可)

第8条 再入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

2 編入の学年は、教授会の選考による。

(既得単位)

第9条 再入学者が本学において既に取得した単位は、再入学した学年に適用される規定に基づき、教授会において認定する。

(在学期間)

第10条 再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して8年を超えることはできない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部の改組に伴い、第2条第1項に掲げる者のうち、以前、環境工学科又は応用化学学科に在籍した者は生命環境化学学科に、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。

6. 転入学・編入学規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第35条に規定する転入学及び同第36条に規定する編入学について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学に転入学できる者は現に他の大学に在学する者とし、編入学できる者は大学・短期大学・高等専門学校を卒業し、又は専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了したものとする。

(出願書類)

第3条 転入学または編入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願（現に在学する学校長の許可書を添付のこと）または編入学願
- (2) 履歴書
- (3) 在学する学校または卒業した学校の成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 写真（2枚、4×3cm）

(入学時期)

第4条 転入学・編入学の時期は学年の初めとする。

(手続期間)

第5条 出願は学年の始まる2ヶ月以前にしなければならない。

(入学許可)

第6条 転入学・編入学は教授会の選考を経て学長がこれを許可する。

2 選考は書類審査・面接・筆記試験等による。

(入学手続)

第7条 転入学・編入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の手続きをしなければならない。

(学年決定)

第8条 転入学生及び編入学生は、既に取得した単位の認定の上、その単位数に応じて、教授会の選考を経て転入及び編入する学年を定める。

(在学期間)

第9条 転入学生は従前在学した学校と通算して8年以上本学に在学することはできない。

2 編入学生は本学に在学すべき年数の2倍に相当する期間まで在学することができる。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

7. 埼玉工業大学転学部規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学学則（以下「学則」という。）第38条に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における工学部から人間社会学部又は人間社会学部から工学部への転学部の取扱いを規定することを目的とする。

(願出)

第2条 転学部を願い出る者は、その理由を記した転学部願を提出しなければならない。

2 転学部を願い出る者は、在籍する学年にかかわらず、転学部願を提出することができる。ただし、本学に1年以上在籍し、学費を納付していなければならない。

3 転学部願には、保証人の同意書を添付し、現に所属する学部長を経て提出しなければならない。

4 学部長は、転学部の願い出のあった者について、教育上支障のない限り、教授会の議を経て、転学部を許可することがある。

(選考料)

第3条 転学部を願い出る者は、選考料として5,000円を納付しなければならない。

(期限)

第4条 転学部願は、毎年2月末日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 転学部を願い出た者の選考は、願い出のあった学科において行う。

(単位認定)

第6条 本学での既修得単位については、願い出のあった学科の選考会議において、その一部を当該学科の修了単位として認定することがある。

(学年)

第7条 転学部を許可された者の学年は、前条により認定された単位数に基づき、学部長が定める。

(在籍期間)

第8条 転学部を許可された者の在籍期間は、現に所属する学部に入籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(入学金)

第9条 転学部を許可された者の入学金については、納付することを要しない。

(学費)

第10条 転学部を許可された者の入学金を除く学費については、学則第45条によるものとする。

附則 この細則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規程にかかわらず、平成14年4月1日をもって転学部を希望する者については、平成14年3月20日までに転学部願を提出しなければならない。

8. 工学部転学科細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第38条の転学科の取扱を規定することを目的とする。

(出願)

第2条 転学科を志願する者は、その理由を記した転学科願を提出しなければならない。

2 転学科を志願する者は、現に在籍する学年にかかわらず、転学科願を提出することができる。

3 転学科願には、現に在籍する学科の学科長の承諾書及び保証人の同意書を添付しなければならない

(期限)

第3条 転学科願は、選考料5,000円を添えて、学期の始まる2か月前に提出しなければならない。

(選考)

第4条 転学科願は、願い出のあった学科において選考の上、教授会の議を経て、学部長が許可する。

2 転学科を許可された者の学年は、学部長が定める。

(在学期間)

第5条 転学科を許可された者の在学期間は、現に所属する学科に在籍した期間を含めて8年を超えることはできない。

(学費)

第6条 転学科を許可された者の学費は、当該転学科者が属する学年の在生にかかる額と同額とする。

附則 この細則は、昭和52年2月18日から施行する。

附則 この細則は、昭和54年11月16日から施行する。

附則 この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

[平成10年度以前の環境工学科入学生は、新学科名を旧学科名に読み替えてください。]

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条及び第8条にかかわらず、平成14年4月1日付けをもって情報工学科へ転学科を希望する学生については、工学部長が別に定める。

附則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

9. 研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第61条に規定する研究生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 本学の研究生を出願し得る者は、次の資格を備えた者でなければならない。

- (1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 本学において研究能力があると認めた者

(入学時期)

第3条 入学の時期は学年の初めとする。ただし、特別の事情あるときはこの限りではない。

(出願書類)

第4条 本学における研究生を出願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究願
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 官公庁、その他事業所に在職するものはその所属長の同意書または依頼書
- (5) 写 真 (2枚, 4×3cm)

(入学許可)

第5条 研究生は教授会において選考し、学長が入学を許可する。

(納付金)

第6条 研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金・授業料(研究料)を納付し、所定の入学手続きをしなければならない。

(実験実習費)

第7条 研究生の実験実習等に要する費用は本人の負担とする。

(聴講)

第8条 研究生は開講中の授業科目を、学長の承認を得て、聴講することができる。この場合は特に聴講料を徴収しない。

(在学延期)

第9条 研究期間は1年以内とする。ただし、指導者が研究を継続する必要があると認めたときは、願出によって1年(半ヶ年)に限り、在学延期を許可することがある。

(終了届及び中止届)

第10条 予定の研究が終了したときは、終了届を学長に提出しなければならない。

2 予定期間の途中で研究が終了したときも、終了届を学長に提出しなければならない。

3 予定期間の途中で研究を中止したときは、中止届を学長に提出しなければならない。

(研究報告)

第11条 研究期間が終了した時は、研究報告を学長に報告しなければならない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

10. 科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第60条及び学部規程第29条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 履修を出願し得る者は、学則第26条に定める入学資格を有する者乃至学校教育法施行規則第63条の4第1号の規定により、高等学校長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒でなければならない。

2 教育実習の履修を出願する者は、教育実習を除き、教員免許状を取得するに必要な単位を取得している者でなければならない。

(授業科目)

第3条 履修する授業科目の数は、毎学期3科目以内とする。ただし、教員免許状取得を目的にする場合はこの限りでない。

2 授業科目によっては、教室の収容人数や授業の運営上、一定数以上の学生の履修を認めないこともある。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 履修を希望する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 履修願

(2) 履歴書

(3) 健康診断書

(4) 写真(2枚、4×3cm)

2 現に他の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校その他の教育機関に在学する者は、前項の書類のほか、当該学(校)長の出願許可証を添付しなければならない。

3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる1ヶ月以前に提出しなければならない。

(入学許可)

第7条 履修の出願のあった時は、当該授業科目担当教員の考查を経て、教授会の選考に基づき、学部長がこれを許可する。

(納付金)

第8条 履修を許可された者は、7日以内に所定の手続きをとり、所定の入学科及び授業料を納付しなければならない。

2 前条の外、実験・実習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

(単位認定)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を認定する。

2 単位認定は、学則第13条の規定を準用する。

(教育連携協定)

第10条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

11. 外国人留学生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第63条に基づき入学を志願する外国人（以下「外国人留学生」という。）に関して、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 外国人留学生として出願し得る者は、次の資格を備えている者でなければならない。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を終了した者、及び国際バカロレア資格を有する18歳に達した者、またはこれらと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 出入国管理及び難民認定法第2条の2の第2項別表第1の4に規定する「留学」または「就学」の在留資格を得て入国した者

2 日本語能力が入学後の学習に支障をきたさない程度に備っていると認められる者
(入学時期)

第3条 外国人留学生の入学時期は学年の初めとする。

(入学学年)

第4条 入学を許可する学年は原則として1年次のみとする。

(選考)

第5条 入学の選考は学力・履歴・人物及び健康について行う。

- 2 日本語能力に関しては委員会を設け、筆記・口述その他適当な方法により審査する。委員は学長がその度ごとに委嘱する。

(出願書類)

第6条 外国人留学生として志願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（本学所定のもの）
 - (2) 履歴書（学歴は学校種別ごとに修学した期間を明示すること）
 - (3) 最終出身校の卒業証明書または卒業見込証明書及び学業成績証明書
 - (4) 日本語能力証明書
 - (5) 健康診断書
 - (6) 外国人登録証明書または旅券の写し
 - (7) 日本入国後の身元保証人の氏名・年齢・職業・住所等を記載した書類
- 2 前項各号の書類は日本語を使用するかもしくは日本語訳を添付しなければならない。
 - 3 第1項に規定する検定料及び(6)(7)の提出については入国後でもよい。

(保証人)

第7条 外国人留学生は、入学に際し保証人2人を定めなければならない。

- 2 前項保証人のうちの1名は、前条第7号の保証人と同一人であって、日本国籍を有する身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経費等について、一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

(入学許可)

第8条 外国人留学生の入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

(納付金)

第9条 入学を許可された者は、学則第25・61条により、入学金・授業料等納付金を納入しなければならない。

(外国人科目等履修生)

第10条 他大学に在学する外国人留学生は、研究上の必要に基づき、本学の科目等履修生となることができる。

- 2 この場合、本規程ならびに科目等履修生規程を準用する。

(外国人研究生)

第11条 学則第58条の規定に基づき本学の研究生を志願する外国人留学生に関しては、本規程ならびに研究生規程を準用する。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成2年10月19日から施行する。

12. 学生の諸活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学生の諸活動に対する有効適切な育成補導を目的とする。

(適用範囲)

第2条 学生は、本学の内外を問わず、また個人たると団体たるとを問わず、正規的教育学習以外の諸活動においては、本規程を守らなければならない。

(団体の結成)

第3条 学内において団体を結成しようとする時は、代表責任者を定め、規約および構成員名簿と共に、所定の許可願を学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

2 団体の構成員は本学の学生でなければならない。

(学外団体への加盟および参加)

第4条 学内団体が学外団体に加盟しようとする時は、所定の許可願に加盟員名簿を添え、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学外団体の行事に参加しようとする時も前項に準ずる。

(報告)

第5条 各団体は毎年4月末日現在で、前年度の活動報告書を役員名簿および構成員名簿に添え、5月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならない。提出のない場合は解散したものとみなす。ただし、学生会に限り構成員名簿の提出を欠くことができる。

第6条 各団体の予算および決算は、毎会計年度ごとの報告書を、4月10日までに学生部長を経て学長に提出しなければならない。

(規約の変更)

第7条 規約を変更しようとする時は、理由を明記した規約変更願を、旧規約および新規約案に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(解散)

第8条 団体が解散しようとする時は、代表責任者は理由を明記した解散願を、役員名簿および構成員名簿に添えて、学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第9条 第3条において承認せられた団体において、その行為が本学の機能を害し、または秩序を乱し、およびその恐れがあると認められた時は、その活動を禁止し、またはその団体の解散を命ずることがある。

(掲示)

第10条 学生または団体が学内外に掲示しようとする時は、所定の許可願にその写しを添え、事前に学生部長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 学内における掲示は指定した場所において行い、その期間および大きさは別に定めるところによる。

3 掲示物には必ず責任者の氏名を明記しなければならない。

4 掲示期間が終了すれば、責任者は直ちに撤去しなければならない。

第11条 団体または団体が前条に違反した掲示を行った時は、その責任者または、団体員は共同してその責任を負わなければならない。

2 前条に違反した掲示物は直ちに撤去する。

(集会)

第12条 学内外において、集会・対外試合・合宿練習・遊説・集団行進・示威運動・署名運動・世論調査・投票宣伝等を行おうとする時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第13条 特定の人を対象とする同窓会・講習会、または単に映写・演出のみを行う映画会・音楽会・演劇等の場合を除き、学外者の参加は許可しない。ただし、特別の場合で学長が必要と認める時は、許可することがある。

(部室)

第14条 学生の課外活動を盛んにし、その運営を円滑にするために部室を設ける。

2 部室に関する細則は別に定める。

(印刷物)

第15条 学内外を問わず、印刷物（部報、会報、研究誌、新聞、ピラ、その他これに類する一切のもの）を発行し、または配布回覧しようとする時は、所定の許可願に印刷物の原稿またはこれに代わるものを添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(施設・備品の使用)

第16条 本学の施設・備品を使用する時は、所定の許可願に必要事項を記入し、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(金銭を伴う行為)

第17条 学内外を問わず募金・販売等金銭の収入・支出を伴う行為は許可しない。

2 秋桜祭に関しては別に定める。

(放送)

第18条 学内において拡声器等を用いて放送しようとする時は、所定の許可願にその要旨を添え、事前に学生部長を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

第19条 放送は授業時間中に行うことはできない。

2 授業時間外に行う場合であっても、学内における他の業務に支障をきたさないよう騒音に十分注意しなければならない。

3 前条および前2項に違反する行為があった場合は直ちに中止せしめる。

(その他禁止行為)

第20条 学生または、学生団体は次の行為をしてはならない。

- (1) 学内における政治活動
- (2) 個人または集団の威力をもって他人の自由を侵す行為
- (3) 個人または集団が暴力を用い、または用いることを示唆する行為
- (4) 教育・研究を妨げるような行為
- (5) その他学生の本分に反する行為

附則 この規程は、昭和52年1月21日から施行する。

13. 学生の諸活動に関する規程細則

(目的)

第1条 この細則は、学生の諸活動に関する規程を円滑適正に実施するために規定することを目的とする。

(許可願)

第2条 規程第3、4、7、8、10、12、15、16、18条に定める「許可願」には別表に定める事項を記入し、許可願用紙に記入欄のない事項は添付書類として、附表に指定された日時までに学生課に提出しなければならない。

(掲示の期間および寸法)

第3条 規程第10条に定める掲示の期間は、掲示許可後原則として2週間とする。掲示物の寸法は81×55cm(A1判)以内とする。

(禁止事項)

第4条 下記内容の掲示は許可しない。

- (1) 政治的中立を逸脱するもの
- (2) 虚偽の事実
- (3) 特定の個人または団体の中傷、誹謗
- (4) 学内の秩序を乱す恐れのあるもの
- (5) 学生としての品位をけがすもの

第5条 規程第3、4条の活動が下記項目に該当する時は、これを許可しない。

- (1) 政治活動
- (2) 授業および研究の障害となるもの
- (3) 学外住民の迷惑となるもの
- (4) 学生活動として不適当と認められるもの

(施設及び備品の使用)

第6条 規程第16条に定める本学の施設、備品の使用にあたっては、下記項目を守らねばならない。

- (1) 備品の借用に際しては、借用書を提出しなければならない。ただし、施設使用の場合で、その施設に附属する備品についてはこの限りでない。
- (2) 借用した備品を紛失または破損した場合には、弁償しなければならない。
- (3) 施設の使用できる時間は原則として9:00～17:00までとする。
- (4) 施設の使用にあたっては、火気を使用すること、喫煙・飲酒することは原則として許可しない。
- (5) 施設の使用にあたっては、備え付けの備品を許可なく持ち出し、または配置変更してはならない。
- (6) 施設の使用を終えた時は、速やかに係員に報告しなければならない。
- (7) 施設を破損または汚損した時は、使用責任者は弁償しなければならない。

第7条 規程第18条に以って放送を行う場合には本細則第4条の各項に該当する内容の放送は許可しない。

附則 この規程は、昭和52年7月15日から施行する。

附表

※()内提出期限

団体結成願……………団体規約、構成員名簿、責任者氏名、団体の名称と目的、活動計画、(クラブ・同好会の場合)(1週間前迄)

団体解散届……………解散の理由、責任者氏名、学外団体加盟の有無(解散後1週間以内)

規約変更願……………変更規約、変更前後の名称、変更の理由、変更後の責任者氏名(1週間前迄)

団体加盟許可願……………学外団体規約、加盟の目的、加盟員名簿、責任者氏名、学外団体責任者、学外団体の名称、(1週間前迄) 顧問の承認

学外団体行事参加願…参加者名簿、行事名、参加場所、活動計画、現地責任者、残留責任者、緊急時の連絡方法、(1週間前迄)クラブ・同好会にあっては顧問教職員の意見書

掲示許可願……………掲示物の写し，責任者氏名，希望掲示期間（前日迄）

学内外集会許可願………集会の目的，名称，場所と日時，参加者氏名，参加責任者氏名，残留責任者氏名，緊急
の場合の（学内3日前迄） 連絡方法，講演会の場合に講師名と職業（学外1週間前迄）

印刷物発行配布願………印刷物原稿，責任者氏名，配布対象者，発行部数，場所（前日迄）

施設・物品借用願………使用目的，使用日時，使用施設名，責任者氏名，団体名，人員，使用場所，光熱設備使
用の有無（3日前迄）

14. 大乘殿利用心得

(使用手続)

- 1 大乘殿を利用する際には、「大乘殿使用許可願」を使用3日前までに代表者の学生証を添えて学生課へ提出し許可を受けなければならない。

(使用時間)

- 2 使用時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 9時から16時30分まで

土曜日 9時から13時まで

ただし、次の場合には、「休日・時間外施設使用許可願」を使用する3日前までに学生課に提出して許可を受けなければならない。

(1) 前項にあげる以外の時間に使用する場合（時間外延長を含む）

(2) 日曜日・祝日及び休業期間中に利用する場合

(遵守事項)

- 3 使用者は、使用にあたり、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 使用時間を守ること

(2) 目的外の用途に使用しないこと

(3) 館内では火気の使用または、喫煙をしないこと

(4) 飲食の持込はしないこと

(5) 土足及び外履での入館はしないこと

(6) 掲示その他これに類することはしないこと

(7) 使用後はただちに原状に復するとともに清掃を行い、火気、水道栓の点検及び消灯、戸締りを厳重に励行すること

(使用許可の取消・使用の停止及び禁止)

- 4 次の各号に該当する場合には、使用許可の取消し、使用の停止または禁止することがある。

(1) 使用願に虚偽の記載をしたとき

(2) 遵守事項を守らず、使用させることは適当でないと認めた場合

(使用者の責任)

- 5 使用者は、故意または過失により建物・施設・器具等を損傷または滅失したときは、その損害についての弁済責任を負うものとする。

15. 部室使用細則

(目的)

第1条 この細則は、部室の適切な利用を規定することを目的とする。

(貸与)

第2条 部室は、公認されている部のみ、その使用を許可するものとする。

第3条 部室の使用は、部本来の活動のために限る。

第4条 部室の使用を希望する部は、毎年3月31日までに所定の使用願を学生課に提出しなければならない。

第5条 部室の使用許可期間はその年度限りとし、継続を希望する場合は改めて使用願を提出しなければならない。

2 継続使用願を提出しない時は、次年度の使用を認めない。

(返還)

第6条 部の解散、その他により使用目的が消滅した時は、速やかに学生課に届け出て返還しなければならない。

2 規定に違反した場合は、その室の使用を取り消すことがある。

(使用心得)

第7条 部室の使用を許可された部は、次のことを守らなければならない。

- (1) 入口に部名及び火元責任者名を表示すること。
- (2) 清潔・整頓・火災予防（特に煙草）・節電・節水に万全をすること。
- (3) 部室内においての飲酒をしないこと。
- (4) 部室の使用時間は、9時から20時までとし、この時間を超える時は、学生課に願出て許可を受けること。
- (5) 休業日の部室使用は、前日までに使用願を学生課に提出して許可を受けること。ただし、使用時間は9時から20時までとする。
- (6) 休業日の部活動を行う時は、登学・退出の際人員等を守衛所に届け出ること。
- (7) 他の部及び近隣住民の迷惑にならぬよう騒音等には十分気をつけること。
- (8) 室内の提示、その他これに類するものは部に直接関係あるものに限る。
- (9) 一室を数部で使用する場合、互いに協調し合うこと。

(禁止事項)

第8条 部室の使用を許可された部は、次のことをしてはならない。

- (1) 部室内での暖房器具の使用
- (2) 学外団体の本部支部または事務所の設置
- (3) 部員以外の者の使用。
- (4) 室内の施設・設備等無許可の移動・改廃・新設

(留意事項)

第9条 各部室の鍵は、各部責任をもって厳重に管理すること。

第10条 部室を使用しない時は必ず鍵をかけ盗難等にあわぬよう心掛けること。

第11条 事故防止に各自心掛け、万一事故のあった時は、速やかに学生課に届け出て指示を受けること。

第12条 部室の施設・設備等を汚損したり滅失または破損したりした時は、学生課に届け出て、その指示を受けること。

第13条 管理の必要上、教職員により検査または指示を拒否してはならない。

附則 この細則は、昭和52年9月29日から施行する。

16. 埼玉工業大学工学部休学者学費免除に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学則第47条の休学者の学費の免除を規定することを目的とする。

(免除額)

第2条 休学者は、その休学期間によって次の如く学費を免除する。

願出の時期	休学期間	免 除 額
		授業料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1ケ年 (翌学年前期末まで)	後期額の1/2及び 翌年前期額の1/2
	後 期 (当学年末まで)	後期額の1/2
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1ケ年 (翌学年末まで)	年額の1/2
	前 期 (翌学年前期末まで)	前期額の1/2
	当学年末まで	

2 免除は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(復学)

第3条 休学期間を中断して復学した時は、実際の休学期間に応じて、前条の表によって学費を免除するものとする。

附則 この細則は、昭和52年3月8日から施行する。

附則 この細則は、昭和55年1月25日から施行する。

附則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

17. 埼玉工業大学学費納付細則

(目的)

第1条 学費の納付については、学則に定めるもののほか、本細則によるものとする。

(学費)

第2条 学費とは、授業料、卒業研究費及び調査研究・卒業研究費をいう。

2 学費の納付額は、本細則別表1に定める年額とする。ただし、授業料の年額を前期額及び後期額に2分割することができる。

(納付期限)

第3条 学費の納付は、次に掲げる期限までに納付しなければならない。

- | | | |
|---|------------|------------------------|
| 一 | 年額一括納付の期限 | 4月30日 |
| 二 | 年2回分割納付の期限 | 前期額 4月30日
後期額 9月30日 |

2 入学を許可された者の入学金及び初年度の学費の納付期限は、前項の規定にかかわらず、入学手続要項に定めた期日までとする。

(学費の返還)

第4条 既納の学費は、返還しない。ただし、学費を納付した在学生で、前期又は後期の初日の前日（その日が休日の場合はその翌日）までに退学（学則第42条）を願い出たとき、又は除籍（学則第54条4項）となったときには、在籍しない学期の学費を返還する。

(納付方法)

第5条 学費の納付方法は、指定の振込用紙による銀行振込とする。

(学費の延納)

第6条 保証人は、特別な理由により延納を希望するときは、第3条の納付期限までに、願い出て許可を得なければならない。延納期間は、前期、後期の納付期限から起算して3か月以内とする。

(卒業延期者の学費)

第7条 単位未修得のため卒業を延期された者で、9月に卒業を認められたときは、後期額の納付を要しない。

2 10月入学者については、9月を3月、後期額を前期額にそれぞれ読み替えるものとする。

(学費の免除)

第8条 4年を超えて在学し、卒業研究又は調査研究・卒業研究の単位を修得している者については、卒業研究費又は調査研究・卒業研究費を免除する。

附則1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 埼玉工業大学工学部学費納付細則（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

3 旧細則適用者は、別表1に掲げる年額から既納の額を差し引いた額を納付するものとする。

附則 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1

工学部 全学科

学費明細表（平成15年度以降入学者）

（単位：円）

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学2年目	授業料	645,000	645,000	1,290,000
在学3年目	授業料	660,000	660,000	1,320,000
在学4年目以降	授業料	660,000	660,000	1,420,000
	卒業研究費（注1）	100,000		
	調査研究・卒業研究費（注2）	100,000		

（注1） 機械工学科，電子工学科，情報システム学科，ヒューマン・ロボット学科の学生に適用する。

（注2） 応用化学科，情報工学科，生命環境化学科の学生に適用する。

人間社会学部 情報社会学科

学費明細表（平成14年度以降入学者）

（単位：円）

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学3年目	授業料	585,000	585,000	1,170,000
在学4年目以降	授業料	585,000	585,000	1,170,000

人間社会学部 心理学科

学費明細表（平成14年度以降入学者）

（単位：円）

	種 別	前期額	後期額	年 額
在学1年目	授業料	570,000	570,000	1,140,000
在学2年目	授業料	595,000	595,000	1,190,000
在学3年目	授業料	610,000	610,000	1,220,000
在学4年目以降	授業料	610,000	610,000	1,220,000

18. 埼玉工業大学奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学の入学試験において、試験成績が優秀と認められる者及び入学後においても、学業成績が優秀と認められる者の、授業料等を免除するために必要な事項を定める。

(適用)

第2条 奨学生の対象となる入学試験は、次のとおりとする。

- 一 奨学生入試
- 二 一般入試A日程
- 三 センター利用A試験

第3条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

- 一 A奨学生 授業料全額免除
- 二 B奨学生 授業料半額免除
- 三 C奨学生 入学金免除

(対象者の決定)

第4条 各入学試験の結果において、総配点の7割以上(ただし、センター利用A試験については6割以上)の獲得を最低基準とし、かつ、各学科受験者数の30%を目途に奨学生の対象者を決定するが、試験結果等により、弾力的な運用を行うことができる。

ただし、奨学生入試における入学時の奨学生は、入学試験要項の定めによる。

2 奨学生対象者の中から、目途として、A奨学生20%、B奨学生30%、その他をC奨学生に分類し適用する。

3 A奨学生及びB奨学生については、1年から3年次までの各学年終了時における学科内学業成績により審査し(以下「審査」という。)、下記基準に基づき翌年度以降の対象者を決定する。

- 一 工学部・人間社会学部とも、各学科在籍者に対し、A奨学生 上位5%以内、
B奨学生 上位10%以内を目途とする。

(適用条件)

第5条 A奨学生については、審査によりA奨学生の基準から外れ、B奨学生の基準を満たすこととなった場合には、B奨学生の適用を行う。

2 B奨学生については、審査によりB奨学生の基準を満たした場合のみ、B奨学生の適用を行う。

3 それぞれについて、B奨学生までの基準から外れた者は、翌年度以降奨学生の対象とならない。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、学長の推薦に基づき、常務理事会で決定する。

(通知)

第7条 選考の結果は、本人及び保護者に対して、書面で行う。

(運営事務)

第8条 この規程の運営事務は、入学手続きに関わるまでを法人本部入試課で行い、入学後からの免除手続きは、教育学部学生課が行う。

(その他)

第9条 学費の一部又は全部を免除されている者（学校法人智香寺学園教職員子女の学費免除に関する規程により免除されている者を含む。）は、この規程で定める奨学金の対象とならない。

2 この規程により、C奨学生を除く奨学生の対象となった者は、学校法人智香寺学園特別奨学金の支給の対象とならない。

(雑則)

第10条 この規程の変更は、常務理事会の議に基づき、理事長が行う。

附則 この規程は、平成21年1月21日から改正施行し、平成21年度入学者から適用する。

この規程は、平成21年10月6日より施行する。

19. 埼玉工業大学後援会学費貸付制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学生の学業継続を支援することを目的とし、無利子で貸付金を交付する。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、卒業見込の本学学生で、本人及び学費支弁者の経済状態から判断して学業の継続困難で、学費等を納入することが困難と認められ者とする。

(貸付金の額)

第3条 貸付金の額は、原則として当該年度の各期に納入すべき学費等納入金（以下「学費という。」）の二分の一に相当する額とする。

(貸付人数)

第4条 貸付を受ける者の数は、毎年度、若干名とする。

(貸付申込の時期と手続)

第5条 貸付の申込を希望する者は、所定の申込書とともに次の書類を添付して学生課に提出しなければならない。

- (1) 学業成績証明書
- (2) 学費支弁者の所得証明書
- (3) その他必要と認めた書類

2 申込は、毎年前期、後期2回とする。

(貸付の決定)

第6条 貸付の決定は、学生委員会が選考し、後援会長は副会長と協議のうえ、遂行し、事後次の役員会で報告する。

2 前項の決定の結果は、貸付金の申込をした者及び連帯保証人に通知する。

(返還)

第7条 返還は、貸付を受けた者が、学生課と打ち合わせた返還計画にしたがって、原則として卒業後5年以内に完了するものとする。

2 貸付を受けた者が、本学学則第53条（懲戒）もしくは第54条（除籍）の適用を受けたときは、貸付金の全額を返還しなければならない。但し、死亡の場合は、返還を免除する。

3 貸付を受けた者が、正当の事由なく、返還を遅滞したときは、本会は、未済の貸付金の全額を求めることができる。

4 貸付金の返還の細則については、別に定めるものとする。

(返還猶予)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として一年を限度として、返還期限を猶予することができる。

- (1) 貸付を受けた者が、災害や病気などで、著しく返還困難な状態に陥った場合
- (2) その他、後援会長が返還猶予を相当と認めた場合

(返還猶予の決定及びその通知)

第9条 返還猶予の願いが提出されたときは、その可否を後援会長が決定する。

2 前項の決定の結果は、貸付を受けた者及び連帯保証人に通知する。

附則 この規程は、平成6年4月5日に施行する。

附則 この規程は、平成12年4月1日に施行する。

